

# 令和元年6月甲良町議会定例会会議録

令和元年6月6日（木曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 平成30年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（一般会計予算）
- 第4 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町税条例の一部を改正する条例）
- 第5 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第6 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 第7 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成30年度甲良町一般会計補正予算（第8号））
- 第8 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成30年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））
- 第9 承認第7号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成30年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号））
- 第10 承認第8号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成30年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号））
- 第11 議案第27号 甲良町小集会所設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第28号 甲良町墓地公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第29号 令和元年度甲良町一般会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第30号 令和元年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第31号 契約の締結につき、議決を求めることについて（甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新）
- 第16 一般質問

◎会議に出席した議員（11名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	木村修
9番	西川誠一	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	丸山恵二

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	松田嘉一
総務課長	中川雅博	教育次長	福原猛
会計管理者	宮川哲郎	学校教育課長	上橋純子
税務課長	西村克英	社会教育課長	大野けい子
企画監理課長	村岸勉	建設水道課長	北坂仁
住民課長	小林千春	人権課長	中川愛博
保健福祉課長	米田志保子	総務課参事	上田真司
産業課長	中村康之	建設水道課参事	丸山正

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	白波瀬愛
------	------	----	------

(午前9時00分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、令和元年6月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 宮寄議員および8番 木村議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの9日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月14日までの9日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、令和元年6月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、平素は町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、提案説明の前に若干の行政報告をさせていただきます。毎年5月には甲良三大偉人の顕彰会主催によるお祭りが開催されています。5月5日は甲良豊後守宗廣公出生の地の法養寺では、献穀田においてお田植え祭が行われました。同日に藤堂高虎公ゆかりのむらさき藤が咲き誇る中、本年も藤堂宗家第15代、藤堂高正さんのご参加のもと、藤祭りの催しが開催されました。

5月26日は正楽寺において、バサラ道誉まつりが道誉公を流祖とする泉山御流宗家の師範を招いて、香りの芸術である香道を聞く催しが開催されました。勝楽寺山中には経塚や狐塚があり、これまで白狐が僧侶に化ける「釣狐」の狂言がこの地で演じられており、正楽寺が狂言の発祥の地と言われています。また、能は600年以上の歴史があり、4つの流儀があります。江戸時代初期には藤堂高虎公などの恩顧によって喜多流が創立されて、5流となっています。本町では、これら歴史的なゆかり、つながりもあり、本年1

0月19日に甲良西小学校体育館に能舞台を組み、観世流派の能楽師の方々によって、新作能「高虎」を演じていただきます。今、実行委員会を組織して、その準備をいたしているところでもあります。

次に、新年度当初予算、また今6月定例議会の議案第29号 令和元年度一般会計補正予算を上程しております、甲良町公民館の空調を改修する自立分散型エネルギー設備等導入事業は、4月12日に環境省に陳情を行い、5月10日に事業採択通知があり、補助金交付申請を提出いたしているところでもあります。

また、役場庁舎と保健福祉センターの設備改修として計画している、環境省のカーボン・マネジメント強化2号事業は、5月9日に環境省に事業協議をして、5月15日に補助金の応募申請をいたしました。自立分散型事業は、国庫補助が4分の3で、補助残の全額が起債充当できる事業で、カーボン事業は国庫補助が3分の2で、起債充当率は90%の高率補助制度であります。財政脆弱な本町としては、カーボン事業も採択されることを願っているところでもあります。

それでは、本日提案させていただきます案件について、その概要を申し上げます。

報告第1号は、平成30年度一般会計予算において、翌年度に1億6,441万2,000円の明許繰越をいたしました繰越計算書の報告であります。

承認第2号および承認第3号は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、甲良町税条例および甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第4号は、介護保険法施行令および介護保険国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、甲良町介護保険条例の一部を改正する専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第5号は、平成30年度一般会計補正予算（第8号）で、1億4,073万7,000円を減額し、総額40億3,894万3,000円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第6号は、平成30年度国民健康保険特別会計補正予算（第5号）で、1,368万9,000円を追加し、総額10億3,434万7,000円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第7号は、平成30年度土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）で、220万円を減額し、総額80万2,000円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第8号は、平成30年度住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第

3号)で、190万円減額し、総額1,703万1,000円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

議案第27号は、甲良町小集会所設置および管理に関する条例の一部改正で、緑ヶ丘小集会所の用途廃止に伴う改正でございます。

議案第28号は、甲良町墓地公園の設置に関する条例の一部改正で、管理料の見直しに伴う一部改正でございます。

議案第29号は、令和元年度一般会計補正予算(第1号)で、1,194万5,000円を追加し、総額を40億9,938万5,000円とするものでございます。補正項目といたしましては、歳入の主なものはプレミアム付商品券事業費補助金、自立分散型エネルギー設備等導入事業補助金など、国庫支出金3,310万6,000円、プレミアム付き商品券販売収入として6,400万円などを計上しているものであります。歳出の主なものは、総務管理費でプレミアム付商品券交付事業負担金8,000万円、社会教育費で自立分散型エネルギー設備等導入事業に伴う改修工事費として1,848万5,000円を追加しております。

議案第30号は、令和元年度介護保険特別会計補正予算(第1号)で、124万8,000円を追加し、総額を8億5,577万6,000円とするものでございます。補正の内容につきましては、システム変更に伴う改修の経費でございます。

議案第31号は、契約の締結につき議決を求めることについてで、甲良町総合行政情報システム電算関連備品の更新で、契約の金額は1,020万9,240円でございます。パソコン60台を更新するものでございます。

以上、本日提案いたしました案件につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な承認、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○丸山議長 日程第3 報告第1号を議題とします。報告書が提出されておりますので、報告を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 報告第1号 平成30年度甲良町繰越明許費繰越計算書について説明いたします。1枚おめくりをお願いします。計算書の事業名と繰越額を説明させていただきます。

2款1項 プレミアム付商品券交付事業。繰越額が84万6,000円。

2款1項 地方創生交付金事業160万円、2款2項 賦課徴収費180万円、6款1項 農業振興一般管理事業50万円、6款1項 経営体育成支援事業622万円、8款1項 地籍調査事業20万円、8款2項 社会資本整備交付金事業750万円、10款1項 教育施設整備事業1億4,199万

5, 000円、10款6項 運動公園社会体育施設管理事業375万1, 000円。合計が1億6, 441万2, 000円で、令和元年5月31日調製分であります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○丸山議長 これをもって報告を終わります。

次に、日程第4 承認第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町税条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

令和元年6月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○西村税務課長 承認第2号 専決処分につき承認を求めることについて。甲良町税条例の一部を改正する条例でございます。今回の一部改正の条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が公布され、本年4月1日から施行されましたことから所要の改正を行うものでございます。

おめくりいただきまして、新旧対照表でご説明させていただきます。

まず、1ページ目、第34条の7、寄附金税額控除の改正内容につきましては、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金というものでございます。この改正につきましては、ふるさと納税の関係で地場産品等に係ることおよび寄附金額に対する返礼品比率が30%以内であることを明示した上で、所得税および住民税における寄附金控除を受けることができる地方団体として指定を受けるために、総務大臣に対して申し入れ書を提出することとされたことに伴いまして、従前のふるさと納税による寄附金を法律上、特例控除対象寄附金という名前で整理されまして、所要の改正が行われたものでございます。

この関連としまして、3ページ目をお願いいたします。

3ページの下段。付則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除の特例の改正と、おめくりいただきました4ページの付則第9条、個人の町民税に係る寄附金税額控除額に係る申告の特例等の改正、同じく5ページの付則第9条の2の改正につきましては、先ほどの1ページ目の34条の7に伴っての規定の整備でございます。

これらの改正の施行日は、本年6月1日でございます。

続きまして、3ページの上段でございます、付則第7条の3の2の改正でございます。これは住宅借入金特別控除に係る特定取得、つまり消費税引き上げ後に取得をした場合における控除期間が拡充されるというものでございまして、平成31年10月1日から平成32年12月末日までに居住開始する住宅についての住宅借入金特別控除の期間を従前の10年から13年に拡充されることに伴う所要の改正でございます。

この改正の施行日は、本年4月1日でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

5ページの付則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の改正につきましては、今般の法附則第15条が改正されたことに伴います項のずれによる改正でございます。

この改正の施行日は、本年4月1日でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

付則第10条の3の第6項、新築住宅等に対する固定資産税の税額を受けようとする者がすべき申告については、法規定の新設に合わせて新設するものでございます。こちらにつきましては、津波や洪水等の災害に備えて整備される高規格堤防、いわゆるスーパー堤防とも呼ばれますが、堤防の高さに対する堤防の幅が30倍程度の堤防となりますが、この堤防整備事業を実施区域内の家屋の所有者が事業後に一定の家屋を新築した場合に、当該家屋の固定資産税の税額を最初の5年分を減額する措置について適用を受けようとする者がすべき申告について規定するものでございます。

また、6ページの下段の付則第10条の3、第7項から第13項の改正につきましては、先ほどの付則第10条の3第6項の新設に伴いまして、項のずれによる改正でございます。

これらの施行日は、本年4月1日でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

付則第16条、軽自動車税の税率の特例につきましては、軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正されるもので、第一段階として重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課を削除する内容となっております。

また、11ページの付則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例の改正につきましては、前条第16条第6項の新設に伴う項のずれについて改正されるものでございます。

これらの改正の施行日は、本年4月1日でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第5 承認第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第3号 専決処分につき承認を求めることについて（甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

上記の議案を提出する。

令和元年6月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○西村税務課長 承認第3号 専決処分につき承認を求めることについて。甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

この条例の改正につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴いまして、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額ならびに5割軽減および2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されましたことによりまして、本条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

こちらにつきましては改め文の方でご説明させていただきますが、甲良町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。第23条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

付則。施行期日、1、この条例は平成31年4月1日から施行する。

適用区分、2、この条例に関する改正後の甲良町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 1つ、質問しておきます。課税限度額が現行58万円から61万円に変更されます。その考えの背景として、いわゆる低所得者に対して軽減税率などがあるんですが、現行58万円を限度として所得の上限がどれだけ伸びようとも58万円を打ちどめという点では不公平があるというのは以前から指摘をされていた問題です。その不公平さを若干和らげようということ

で、限度額を61万円、つまり高額所得者とみられる、100万円、200万円などの所得の方と比較をした上でもその金額、高額の所得者に対する課税を少しでも強化しようという背景から、つまりそういう考え方から引き上げられたと理解していいのかどうか、そのところをそういうように見るんですが、いかがでしょうか。

○丸山議長 税務課長。

○西村税務課長 まずは、軽減世帯ということで、所得階層の低い方の軽減に対する支援を行うことが大前提と考えられております。58万円を超える世帯が甲良町では5世帯ございますが、58万円を超えるという部分で58万円と。今回の改正によりまして、さらに61万円に到達する改正ではございますが、それでも試算によりまして61万円を超える世帯が4世帯あるというところで、軽減世帯の配慮という部分を限度額の引き上げに対応していると考えております。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 国の制度がそういう方向に進んでいるわけですがけれども、事業運営をする甲良町、それから国保については滋賀県が一本で運営する保険者になりました。そういうところから見ると、全国知事会が1兆円の投入によって全体的に健保の保険料に匹敵するような引き下げを行うべきというように提言がされて、1兆円の国費投入を提言されています。そういうところから見ると、国民健康保険会計、それから国民健康保険の事業運営そのものが行き詰まっているのが現状です。小手先の問題で解決できない現状がいま漂っていると思います。そういう意味では、現行58万円の課税限度額を61万円に引き上げる、その部分だけに目が行くのではなくて、先ほど説明がありました軽減対象者の配慮、つまりその部分の財源を確保してということも含まれているんだろうと思いますけれども、そういう小手先の改革ではなくて、国費の投入を大幅にふやすという方向こそ大事な点でありますので、町の判断としての国保条例の今回の提案は容認できないというのを表明させていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、承認第3号は承認されました。

次に、日程第6 承認第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町介護保険条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

令和元年6月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 介護保険法施行令および介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正することに基づきまして、甲良町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

甲良町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「平成31年度および平成32年度」に、「3万6,720円」を「3万600円」に改め、同条に次の2項を加える。

3、前項の規定は第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度および平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「6万1,200円」とあるのは、「5万1,000円」と読みかえるものとする。

4、第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度および平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「6万1,200円」とあるのは「5万9,160円」と読みかえるものとする。

付則。第1条、この条例は平成31年4月1日から施行する。

第2条、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 介護保険料については、県下で一番基準額が高いということで問題になっていますが、この軽減によってその順位は変わるものでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 順位は変わりません。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 先ほども言いましたけども、基準額、月額6,800円の金額、これが一番高いと言われているわけですけども、その部分の抜本改正が必要だと迫られています。そういう中で根本的な改正をするわけですけども、少なくとも第1階層、第2階層、第3階層がこういうように若干ながらも軽減されるということをもって賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第4号は承認されました。

次に、日程第7 承認第5号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて(平成30年度甲良町一般会計補正予算(第8号))。

上記の議案を提出する。

令和元年6月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 裏面をお願いします。

専決処分書。平成30年度甲良町一般会計補正予算（第8号）。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日。

予算書をお願いします。

平成30年度甲良町一般会計補正予算（第8号）で、歳入歳出それぞれ1億4,073万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,894万3,000円とするものであります。繰越明許費については、第2表で説明をいたします。地方債の補正は、第3表で説明をいたします。

次のページの第1表をお願いします。

歳入歳出予算補正で、歳入の部であります。1款 町税、補正額1,573万9,000円、2款 地方贈与税38万2,000円、3款 利子割交付金15万円、4款 配当割交付金36万1,000円、5款 株式等譲渡所得割交付金23万3,000円の減、6款 地方消費税交付金1,253万4,000円、7款 自動車取得税交付金153万円、8款 地方特例交付金24万6,000円、9款 地方交付税3,823万6,000円。

次のページをお願いします。

10款 交通安全対策特別交付金32万7,000円の減、12款 使用料及び手数料79万3,000円、13款 国庫支出金842万9,000円の減、14款 県支出金280万3,000円の減、15款 財産収入400万3,000円の減、16款 寄付金1,252万6,000円の減、17款 繰入金1億6,984万2,000円の減、19款 諸収入924万5,000円の減、20款 町債330万円減。

合計が1億4,073万7,000円の減額です。

4ページをお願いします。

次は歳出です。2款 総務費3,376万9,000円の減、3款 民生費2,924万1,000円の減、4款 衛生費1,373万1,000円の減、5款 労働費ゼロ円、6款 農林水産業費2,078万6,000円の減、7款 商工費995万4,000円の減、8款 土木費1,528万円の減、10款 教育費1,797万6,000円の減、12款 公債費ゼロ円で、歳出合計は歳入と同額であります。

次、6ページをお願いします。

第2表で繰越明許費の補正であります。追加であります。2款1項 プレミアム付商品券交付事業84万6,000円、2款1項 地方創生交付金事業160万円、2款2項 賦課徴収費189万円、6款1項 農業振興一般

管理事業 50 万円、6 款 1 項 経営体育成支援事業 622 万円、8 款 1 項 地籍調査事業 1,132 万 6,000 円、8 款 2 項 道路橋梁費社会資本整備交付金事業 3,145 万 1,000 円、10 款 6 項 運動公園、社会体育施設管理事業 375 万 1,000 円。

次のページで、第 3 表です。地方債の補正であります。これは変更分であります。

一般補助施設整備等事業債で 330 万円の減額で、補正後を 340 万円にするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 8 承認第 6 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第 6 号 専決処分につき、承認を求めることについて(平成 30 年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号))。

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 6 日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 承認第 6 号について、ご説明申し上げます。裏面をおあけください。

専決処分書。平成 30 年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 29 日。

それでは、予算書裏面の方をおあけください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,368 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 3,434 万 7,000 円とするものでございます。

次のページの第 1 表をご覧ください。

歳入の部。1 款 1 項 国民健康保険税、補正額 1,337 万 5,000 円、2 款 使用料及び手数料 6 万 2,000 円、8 款 諸収入、延滞金加算金および過料で 25 万 2,000 円。歳入合計は、1,368 万 9,000 円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出の部。7款 基金積立金、補正額1,368万9,000円でございます。歳出合計は、歳入合計と同額となっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第6号は承認されました。

次に、日程第9 承認第7号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第7号 専決処分につき、承認を求めることについて(平成30年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号))。

上記の議案を提出する。

令和元年6月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○中川人権課長 それでは、承認第7号についてご説明申し上げます。裏面をお願いいたします。

専決処分書。平成30年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算。

地方自治法第179条1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行ったものでございます。

予算書の裏面をお願いいたします。

平成30年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算について。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を減額し、歳入歳出予算の総額を80万2,000円とするものでございます。

次の1ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款 財産収入220万円の減額でございます。補正額220万円の減額でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出です。1款 公共事業用地取得事業で20万円、補正額20万円の減額。2款 諸支出金で一般会計への操出しということで200万円の減額でございます。合計は、歳入額と同額でございます。よろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第7号は承認されました。

次に、日程第10 承認第8号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第8号 専決処分につき、承認を求めることについて(平成30年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3号))。

上記の議案を提出する。

令和元年6月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○中川人権課長 承認第8号について、ご説明申し上げます。裏面をお願いいたします。

専決処分書。平成30年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算。

地方自治法第179条1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたす

ものでございます。

予算書の裏面をお願いいたします。

平成30年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万円を減額いたしまして、歳入歳出総額それぞれ1,703万1,000円とするものでございます。

次の1ページをお願いいたします。

歳入です。2款 繰入金、一般会計への繰入金、補正額が190万円の減額でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費、補正の額が190万円の減額でございます。合計額は歳入と同額でございます。

以上。よろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 説明書の7ページです。弁護士の業務委託が180万円減額になっています。この背景、それから原因について説明をいただければと思います。当初、悪質とみられる、つまり返済の履行が著しく滞っている方に対して、弁護士を通じて督促ないしは訴訟などの視野で取り組むということだったんですが、この180万円減額というのは、そういうことの必要がなくなったのか、それともまだそこまで至っていないのか、背景、原因の説明をお願いします。

○丸山議長 人権課長。

○中川人権課長 悪質な方についての相談については、顧問弁護士に再三ご相談を申し上げて事務を進めているところでございますけれども、今、議員がおっしゃったように、今のところまだ裁判までかかるようなどころまで至っていないということで、それに係る経費が今のところ必要なかったということでございます。顧問弁護士料の範囲の中で今のところは相談業務が進められているということで、よろしくをお願いいたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願

ます。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第8号は承認されました。

次に、日程第11 議案第27号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第27号 甲良町小集会所設置および管理に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和元年6月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○中川人権課長 それでは、議案第27号についてご説明申し上げます。次のページをお願いいたします。

甲良町小集会所設置および管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。甲良町小集会所設置および管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「長寺緑ヶ丘地区小集会所」および「甲良町大字長寺字九条野714番地4」を削る。

この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表で、甲良町には小集会所が2カ所、呉竹地区と長寺地区にございますが、今回、長寺地区の小集会所につきましては、ゆずのだいどこ地域活性事業に取り組むということで利用を考えて進んでおります。それにあわせまして、現在の設置条例でいきますと、小集会所という国の補助金上の縛りがございましたので、用途廃止の手続きが完了したということで、今後は地域のコミュニティ施設ということで集会機能を持ち合わせ、かつゆずのだいどこ地域活性化事業に取り組むということで、その事業が進みやすいようにということで条例を改正するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 7番 宮寄です。わかりやすく説明していただくと、今まではゆ

ずのだいどこで地域の住民の方もゆず以外には使ったらだめなのかといろいろ私のところにも問い合わせがありまして、ゆずだけじゃない、地域のコミュニティ、いろんなものに使ってもらって結構ですよという意味なんです。確認しておきます。

○丸山議長 人権課長。

○中川人権課長 おっしゃるとおりで、ゆずのだいどこがそこを独占するというのではなくて、そこも活用していただきながら地域の集まりの場、集会の場ということで利用もできるということを考えております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第27号は可決されました。

次に、日程第12 議案第28号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第28号 甲良町墓地公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和元年6月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 議案第28号について、ご説明いたします。1ページをおめくりください。

甲良町墓地公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例。甲良町墓地公園の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条中「1, 200円」を「2, 400円」に改める。

付則。この条例は令和2年4月1日から施行するものです。どうぞよろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第28号は可決されました。

次に、日程第13 議案第29号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第29号 令和元年度甲良町一般会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和元年6月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 補正予算書の裏面をお願いします。

令和元年度甲良町一般会計補正予算(第1号)です。歳入歳出それぞれ1億1,094万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億9,938万5,000円にするものであります。

地方債の補正については、第2表で説明いたします。

第1表をお願いします。

歳入歳出予算補正。歳入の部であります。14款 国庫支出金、補正額3,310万6,000円、15款 県支出金400万7,000円、18款 繰入金713万2,000円、20款 諸収入6,400万円、21款 町債270万円。歳入合計、1億1,094万5,000円であります。

次のページをお願いします。

歳出の部です。2款 総務費8,253万5,000円、3款 民生費5

35万円、4款 衛生費104万3,000円、6款 農林水産業費60万円、8款 土木費10万円、9款 消防費141万円、10款 教育費1,990万7,000円。歳出合計額が歳入と同額であります。

次に、第2表 地方債補正であります。まず、追加の方の分です。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債で、限度額が1,430万円にするものであります。

次に、変更の方であります。地域活性化事業債で、1,160万円の減額で、補正後を3,540万円にするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番 西川議員。

○西川議員 9番 西川です。10ページのところで、せせらぎの里こうら管理費の中に設計監理費60万円が上がっていますが、これは何をされようとしているのかご説明願いたいと思います。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 せせらぎの監理委託費60万円でございます。これにつきましては、建設当初よりも幸楽食堂でありますとか、観光協会でありますとか、大分、電気容量が増えてきてございます。それに伴います、今、低圧電力で契約等をしておりますが、50キロワットを超えていくと高圧にもこれからなってくるということですので、そのあたりの設計費を今回、計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 3月議会においてカーボン・マネジメントの強化学業の3事業、公民館、庁舎、保健福祉センター、この予算が出て修正案が出されました。公民館はまず急いで実施すべき、そして、庁舎と保健福祉センターについては今の状況を十分鑑みて合意形成を図るべきと、急ぐべきでないという修正案が出されて、6対5の差で否決になりました。つまり、後者の方が否決になりました。という点を考えますと、今回の補正にあたって、この8ページ、自立分散型の部分がカーボン・マネジメントが2,500万円減額になって、その分、4,300万円。金額で見ますと、全協でも配られましたが、実質負担額が下がるというもの、200万円減額になる部分だけです。総事業費そのものは3,886万5,000円から5,735万円に増額になります。その中身の明細が書かれておりますが、質問としては3月議会ですういう子育て応援にシフトをすべき、甲良町の現状から見て、公民館は急ぐとい

うのは住民合意もわかるし、議会としても了承できる。けども、庁舎と福祉センターの改修を急ぐべきでないというのがかなりの部分で町民からも批判を浴びています。その影響を受けて、その背景を受けて、議会でも6対5という状況になったんだと思いますが、改めてそのことを考えますと、補正予算にそういう内容を盛り込もうとしたのか、つまり、過半数には至りませんでしたけれども、子育て応援にシフトをすべき、甲良町の現状から見たら設備投資、それから箱物にかかわる施設、そういうのは極力抑えるというのがメッセージとして出ていたと思いますが、補正予算を組むにあたって、そういうことを組み入れようというのが、この29号、令和元年の補正予算の中には見えないわけですけども、そういう議論は町長をはじめ、やられたのですか。それとも、そういう経過のもとがあったのかどうか説明をお願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 ポイントは1つでございます。いずれにしてもカーボン・マネジメントの事業予算をお認めいただきました。ただ、公民館の空調は急ぐということでございましたので、3事業ともカーボン・マネジメント2号事業を予定しておりましたが、防災、減災の制度、公民館については防災時の避難所という施設でありますので、それに見合った、国の12月の補正予算の方でいい制度ができましたので、そちらの事業を優先したということで、公民館の改修が、より防災、減災に適応した事業となるということでございます。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 全く質問に答えていないじゃないですか。人口減少の問題は子育て応援を強化しようというところで3月議会で論議があって、修正案が出されて6対5になったと。そのことをどういうように受けとめて、庁舎内でどういう論議をしたのか。その象徴が北落における宿泊施設の削除だったわけですね。これはないだろうと。賛成に近い討論もありましたが、今回、削除するとなりました。そういうのはどういうように論議をしたのかという質問ですが、もう一度お願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 行政施策は十分、内部での議論、コミュニケーションを図っております。子育て支援ということでのお尋ねについては、新たに子育て支援センターに家庭支援係を置いて、その制度を強化してまいっているところでございます。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 予算上に反映していなかったら、事業運営としては見えてこないわけですね。もちろん子育て支援を強化していく、それから家庭支援、困

難を抱える家庭を支援するという方向は打ち出されていますが、予算上どういようにして反映するのか、あらわしていくのかというのをどのように庁舎内で議論をしていたのかと。今の2回の回答ですと、論議がなかったと見ていいんですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 お認めいただいた予算で十分議論をしておりますし、より施策を前に進めるということで内部議論はしているところでございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第14 議案第30号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第30号 令和元年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和元年6月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議案第30号について、ご説明申し上げます。予算書裏面をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億5,577万6,000円とするものでございます。

1ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。3款2項 国庫補助金88万7,000円、7款 繰入金、1項 一般会計繰入金36万1,000円、補正額124万8,000円。歳入合計、8億5,577万6,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出。1款 総務費、1項 総務管理費、補正額124万8,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第15 議案第31号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第31号 契約の締結につき、議決を求めることについて（甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新）。

上記の議案を提出する。

令和元年6月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○村岸企画監理課長 裏面の方をお願いいたします。

議案第31号 契約の締結につき、議決を求めることについて説明を申し上げます。

甲良町総合行政情報システム電算関連備品の更新でございます。甲良町総合行政情報システム電算関連備品の更新につきまして、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例、第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的といたしましては、甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新ということで、現パソコンの60台を更新するものでございます。

契約の方法といたしましては随意契約、契約の金額といたしまして1,020万9,240円でございます。

契約の相手方といたしまして、米原市米原西23番地、日本ソフト開発株式会社、代表取締役副社長、蒲生仙治と契約を結ぶものでございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第31号は可決されました。

次に、日程第16 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問をしてください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、8番 木村議員の一般質問を許します。

8番 木村議員。

○木村議員 それでは、早速、一般質問をさせていただきたいと思います。ちょっと通告書には載っていなかったんですけど、この間、新聞を読んでいたら、5月病という言葉は皆さんご存じだと思うんですけど、今年の場合、ゴールデンウィークが長くて10連休ということになっておりましたので、学校関係ももちろん10連休ということになっておりましたが、10連休を経験した生徒さんたちがどのような状況にあるか、もしもお答えが願えればお願いしたいと思います。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 10連休明けに健康観察、それから子どもたちの様子等々、見守りをさせていただきましたところ、みんな元気に学校に来ていたという報告を受けております。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 それはよかったです。そしたら、通告書に従って質問をさせていただきたいと思います。

まず1番に、コミュニティスクールという言葉があるんですが、これはどういうことなのかをお尋ねしたいと思います。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 コミュニティスクールというのは、学校運営協議会制度ということでございます。学校と保護者、それから地域の皆さんがともに知恵を出し合って、学校運営に意見を反映させるということで、一緒に子どもたちの豊かな成長を支えて、地域とともにある学校づくりを進める法律に基づいたしくみでございます。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 要はいわゆるPTAさんたち、あるいはその他の、例えば甲良で聞いておりますと、中学校においては見守り隊でしたか、そういう組織もあ

って、学校と親御さんとともに歩んでおられるということなのですが、子どもさんの勉強時間をふやしたいと感じておられる保護者が全国的には8割以上に上るといふようなことが言われておるんですが、私が思いますのに、もう何年か前から、いわゆる土曜日が休みになって、この前から言っていますけど、授業時間がコマ数でいうと土曜日の分が4時間ほどあったと思うんですけど、それがなくなっちゃったということで弊害が、いわゆるゆとり教育であるこの二十数年間の弊害が出ているんじゃないかと思うんですが、その点に関して何か見解はありますでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 ゆとり教育と言われているのは、いわゆる総合的な学習の時間の取り入れによって、探求型の学習をしていこうという趣旨で始められたものであると理解しております。その探求型の学習というのは、非常に素晴らしいというか値打ちのあることだと、価値のあることだと思っております。今、子どもたちにつけたい生きる力であると思っております。ただ、そのことが導入されたことによりまして、今おっしゃったような教科の時間が少し削られた部分ではございました。そのことによる弊害というよりは、うまく学校の中でカリキュラムをマネジメントしながら調整をして進めてきているところでございます。今後、また時間が増えていきますので、さらに学校ではカリキュラムマネジメントをしながら進めていっているところでございます。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。後でも質問の中に出てこようかと思っておりますけど、次に行かせていただきたいと思っております。

次、2番。教員が不足していると聞いておりますし、また教員でもいわゆるノイローゼというか、そういうことで休職というような先生方も全国的にかなりおられるようなことを聞いておりますが、教員不足と聞きますが、教頭先生が教員の不足を補うというようなことがちょっと新聞記事に載っておったんですけど、甲良においてはそのようなことがどのようにしておるか、ちょっとお聞きしたいです。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 本町では、大変ありがたいことに県費負担の加配教員であるとか、町費での支援員の先生方を沢山配置していただいておりますので、教頭はほぼ本来の業務を行うことができていると聞いております。しかしながら、出張が大変多くなったり、重なってしまったり、職員が体調不良等で急な欠席等をしたときには、手薄な場合が出てきますので、そういった場合には教室の方に行って指導をさせていただいております。また、生徒指導の

面で今日は入った方がいいなという判断のもとで、教室の方に入って、担任と一緒にやることもあると聞いております。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 また先日、ちょっと新聞を読んでおりましたら、テレビでも言っておりましたが、働き方改革にのっとり、どこかの学校では春にやられる運動会、あるいは甲良町の場合は秋に行われておるわけですけど、時短運動会というようなことをちょっと耳にしておったんですけど、これは先ほど言いましたが、授業時間のコマ数を考えるならば、これは仕方ないんじゃないかと私自身は思うんですが、見解はありますか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 先ほどのリキュラムマネジメントの話をさせていただきましたが、これから時数も増えてきますので、どうやって無理なく時間を生み出していくかということで、学校では行事の精選をさせていただいているところです。ほんとうにつけたい力というものをもう一度考え直して、スリム化していきながら効果的な行事をしていきたいと考えております。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 先ほどから答弁の中でカリキュラム、カリキュラムと言っておられる、それはよくわかるんですけど、小学校と中学校ではちょっと違うんかもしれないんですけど、年間を何週、私の思いで言ったら年間52週ぐらいだと思うんですけど、52週ある中で、もちろん夏休み、冬休み、春休みがあるわけですけど、学校としては一体何週の計算でいろんな国語とか算数とか社会とかいうようなことを考えておられるのかをちょっとお聞きしたいです。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 平均して学校としては35週を基本として考えております。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。そうすると35週ということは、夏休み、冬休み、春休みを除いて、まだ若干の余裕があるかと思うんですけど、そこら辺のことでカリキュラムを組みやすくしておられるんでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 若干の余裕が生まれてまいりますけれども、その中に行事が入ってきたりとか、いろいろなことが入ってきますので、教科で設定されている時間プラスアルファが学校には生まれてきますので、そういったことで計算をしております。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そしたら、その次の3番です。前回も質問させていただいたんですけど、先生の授業に対する準備時間がなくて困っておられるのが現状だなと私は感じておったんですけど、また負担率が増えていると思うんですが、甲良の場合、対策としては何か考えておられますか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 個別支援を必要とする児童・生徒が沢山おりますので、そういった子どもたちに対して、学習に取り組んでいくための教材研究、それから授業の準備などに先生方は随分な時間を割いてくださっています。そういった十分な時間をかけて準備をしていただいているということはとても素晴らしいことですので、ぜひ続けていただきたいんですけども、それが教員の負担となって、夜おそくまで残ってしまうということも起こっているようです。対策としましては、先生方で十分な協議をしていただきながら、またカリキュラムマネジメントの話になりますが、PDCAを活かしながら、ほんとうに必要なことなんでしょうかと、大事なことなんでしょうかということを経験しながら進めていただくということ。それからひとつ使った教材をまた次の学年の先生に受け渡しをしながら、みんなのものにして共有していくといった取り組みを進めたり、ICT機器を使ったりしながら上手に時間削減をしていただいているところでございます。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 PDCA、絶対に忘れてはならないことだと思うので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら、その次の4番。新年度に入ったわけですけど、私自身が一番懸念しておる授業時間のコマ数を新年度に入って、どのような計画をされているのか。来年、2020年からいわゆる5年生、6年生の英語の教科化ということをおっしゃっておるわけですけど、それに向かっただけの新しい計画をどのようにされたかということをお聞きしたいと思います。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 小学校の英語の授業の全面実施に向かひまして、小学校3、4年生では年間15時間、5、6年生では年間70時間、実施をしております。これらのカリキュラム以外で、小学校1年生から4年生では総合的な学習の時間や生活の時間を使いながら、外国語にふれあうという経験をさせております。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 前回、名前は忘れちゃったんですけど、朝の時間あるいは掃除の時間やったかな、そこら辺の時間を利用して、英語の授業に充てていこうと

というようなお話があったんですけど、毎月、東小だよりというのをもらってますけど、その中に書いてあったのは、8時20分からのびのびタイムという時間がとられているように思います。その時間を前回の答弁で言われたのかなと思ったんですけど、ところが、そののびのびタイムに関しては、国語とか算数に充てていると書いておられたので、ちょっと気になりまして、再度、この時間と英語の時間とは別なのかお尋ねします。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 失礼いたしました。この朝のモジュールの時間ということで英語の時間をとっているのは甲良西小学校の方でして、今のところ甲良東小学校の方では、そこは使っていないということです。学校によって少し差異が今のところございますが、来年度からのスタートに向けて、そのところの調整を進めているところでございます。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 それはよくわかりますけど、先ほど1年間は何週でお考えかと聞いたんですけど、35週ということと言われました場合に、5、6年で英語の授業を70コマ取っていかなあかんというようなことで、そうすると週に2時間は英語の時間に充てなあかんということになる場合、今までそこに充てていた教科はどのようにされるか、見解はありますか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 教科の時間は減りませんので、先ほど申しあげましたように、行事に取っていた時間であるとか、そういったものを精選していく形になります。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 今までずっと長年やっておられた授業のカリキュラムを変えていかなあかんとなって、英語の教科を中学校以上ということになっておったんですけど、小学校から取り入れるということで、小学校としては大変な授業のカリキュラムを組んでいかなあかんということは重々わかりますので、その辺のところひとつうまくやっていただけることを望んでおります。

それでは、次に5番で、この英語の授業に関して、前回もお聞きしたんですけど、県教委の方はどのように新年度に入り、あるいは来年度に向けて、どのような指導があるかお聞きしたいと思います。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 県教育委員会では、昨年度もされていましたが、今年度も引き続き小学校英語パイオニアプロジェクト事業というのを継続してござっております。英語専科教員を各市町配置していただいております、市には3名ずつ、町には1名ずつということで配置されています。本町にも

1名の専科教員を配置していただいていますので、甲良西小学校を拠点に東小学校の英語の授業にも入っていただくといった形で進めております。

それに伴って、県の方からも授業研究会に参加していただいて、指導、助言をいただいているところでございます。また、小学校の全教師向けの英語指導力向上研修であるとか、英語科カスケード研修等々、さまざまな研修を用意していただきますので、夏休み等を利用して参加していく予定でございます。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 前回の答弁をいただいた県教委の動きがあまり変わらずに、そういうパイオニア実践プロジェクトとか各学校に英語の専科教員を配置するということと、2校に1校、今おっしゃいましたように甲良の場合は西小、東小になるので、1人の専科加配教員が来てやっておられるということで、前回の質問から新年度になっての質問になるんですけど、県教委としての取り組みは変わっていないということの理解でよろしいですか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 大枠は変わりませんが、内容的にはかなり充実をさせていただいておりますので、例えば小学校の先生向けの研修ですけど、研修の会場は全て英語だけということ等々でございますとか、説明も全て英語でしますから聞き取ってくださいといった高度な研修になっていると聞いております。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そしたら、次に6番に移らせていただきます。

働き方改革の一環なんですけど、残業時間のことが問題になっておるように思いました。月に45時間も、年間360時間以内と決められたように思うんですけど、甲良の状況としてはどうでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 4月の状況を少し見てみましたところ、小中学校の管理職、中学校の部活動を除いてと考えたところ、平均の残業時間が57時間でした。これは県費負担教職員です。残業時間が45時間を超えている教職員は全体の約60%、それから80時間を超えている教職員は全体の約20%でした。今ほど申し上げましたように、管理職、中学校の部活を除いていますので、これを入れるともう少し高い比率になると思います。

教育委員会としましては、働き方改革協議会というのを今、立ち上げておりますので、それを開きながら実態把握、それから対策等を考えていきたいと思っています。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。全国的に見て多くの先生が超過勤務をされていると聞いておりますし、今、答弁がありましたように、いわゆる管理職、役場でも一緒ですけど、管理職の先生方、職員、あるいは今、言われました県からの職員はということになったんですけど、一般的に普通の会社員だったら残業時間云々とありますけど、この時間以上になったらあんまりよろしくないということなんですけど、全国的には先生において超過勤務が多いということなんですけど、シフト制というような言葉が載っておったんですけど、私は一般の会社においてはフレックスタイムを採用されておられる会社が沢山あるように聞いております。シフト制とかフレックスタイムというようなことの導入を考えてもらえたらと思うんですが、見解があればお願いします。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 そういったシフト制のことも話題になったことはなつたんです。働き方改革のことを県の方でも話をされていますので、いろいろ出るんですけども、これから協議を進めていきますけれども、一番大事なのは子どもたちの生活ですので、それから学習環境を整えるということですので、そこを中心に据えながら、あと保護者さんや地域の方々とご意見を交換しながらそういったことも視野に入れて考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、次の7番の方に移らせていただきます。

来年の英語教科化を見据えて、小学校にも教科担任制ということを導入される方針が決められたようですが、甲良の状況はどうでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 甲良町では現在のところ、小学校の英語で英語科専科の先生に入っている、それは教科担任制のような形になっていますが、それ以外のところでは行ってはいません。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 そうしましたら教科担任制で、何名かはわかりませんが、新しい先生が来られたという理解でよろしいですか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 加配教員をいただいておりますので、その加配の先生が教科担任という形で今、英語に入っている、その英語専科が授業を行っているときには、その教室の学級担任は外れていますので、そういった形で教科担任制のような形になっているということでございます。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。担任教員が気づかなかった生徒の長所や能力に加配の先生方が見出すことができるというようなことをちょっと思いましたので、教科担任制度ということは私は賛成だなと思っております。この質問は以上でございます。

最後になりますが、8番目。これはまたとんでもない記事を目にしましたので。固定担任制が廃止ということが叫ばれ始めたようでございますが、甲良町としての考え方はどうでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 今のところ甲良町としましては、学校で日々の子どもたちの状況を把握することであるとか、子どもたちに個々に寄り添っていくということで学級担任が非常に大きな力を発揮してくれていますので、そういったことにおいて固定担任制を廃止するということは考えておりません。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 まだだということなんですが、固定担任制が行われる場合のメリット、デメリットはもちろんあるかと思えます。新聞記事を読んでおりますと、学年主任以下、何名かの先生がおられるんですけど、その学年は学年で皆さんで各教室の担当をしていかれた方が、学年担当の先生方が全員でかわればいじめやその他の問題事をいち早く発見できるというような記事が載っておったんですが、何か見解はありますでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 固定担任制を廃止しておられる学校の趣旨は、今、議員がおっしゃったように、担任だけがその学級を見るのではなくて、チームで見っていくという、そういった趣旨に基づいておられると思います。そういったことを十分議論して、そしてその体制をつくった上で実施することがとても大事だと思っております。先ほどから申していますように、子どもたちの状況をしっかりと見て、そして寄り添いながら教育をしていくことが大事ですので、そここのところを中心に据えて考えていきたいと思っております。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 そのとおりだと思いますが、先ほどからもずっと申しましたけど、今までの授業の中で、英語という教科が入ってきて、現場ではほんとうに大変なことだと思います。生徒はもちろん、科目が増えて大変だと思うんですけど、先生の方もいろいろ勉強せんならん、ますます準備時間が足らんようになるようなことを思いましたので、先ほど申された35週ということを考えるならば、若干の余裕があるかなと思ったので、そこをぜひ活かして、今後も頑張っていたきたいと思えます。ひとつよろしくお願ひします。あり

がとうございました。

それでは、次に南部工業団地のことをちょっとお尋ねしたいと思います。以前も聞いております。南部工業団地で28年に大林組から町が寄付を受けたと思っているんですけど、29年、30年、31年度の南部工業団地にかかわる予算としては幾らぐらいあったかということをお尋ねしたいと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 29年度予算額につきましては、中間開発業者募集経費といたしまして約20万円、また進入路整備のための測量や設計、交通量調査などで1,520万円、また下水道施設の設計経費で750万円を計上し、また用地の除草経費といたしまして40万円を計上しております。合計で2,330万円の予算計上のうち、募集経費につきましては実際に募集がありませんでしたので、執行はしておりませんが、全体で29年度、約2,200万円を執行させていただいたところでございます。

また、30年度と31年度につきましては、中間開発業者の応募がなかったことの要因を先に調べる必要がございますので、現在、除草経費のみの約50万円前後を計上させていただいているというところでございます。

以上です。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 ちょっと聞き漏らしました。50万円というのは31年度ですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 50万円前後ということで、54万円を31年度は除草経費として計上しております。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 そしたら30年度は言われましたか。聞き漏らしました。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 30年度は当初50万円の予算としておりましたけれども、除草剤散布で終わっておりますので、9万4,000円で執行は終わっております。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。2番の質問にも関することなんですけど、28年に寄付いただいて、29年度の予算で何とか前に進めていこうというような予算だったと思います。それがいろんな問題が重なって、中間デベロッパー、たしかMSコーポレーションと言われたように思うんですが、間違っていたらごめんなさい。委託されて、かなりいいような話ばかり聞いておったのが、何か期待を裏切られて、今の現状にあると思っております。

次の2番の質問になりますが、いわゆる大林組から寄付を受けて約3年がたちます。町の情勢、イコール町長さんもかわられたということもあるんですけど、今後どうしていくつもりなのかということをお尋ねしたいと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 町といたしましては、大林組様から寄贈を受けた土地につきましては、有効利用をすることの大前提は変わっておりません。しかしながら、土地の有効利用をする部分につきまして、中間開発業者の募集を行ったところ応募がなかったということも事実でございます。そういったことで、今後、予算措置をしていく上でその募集がなかった原因等を明確に整理をさせていただきましてから誘致活動、土地の有効利用を考えていきたいと思っております。

そのため昨年度からプロジェクトチームというものを発足させて活動しておりますけれども、前年度の活動だけではやはり不十分でございまして、改めて庁舎内でもプロジェクトチームの拡充を行いまして、原因究明行いまして、誘致の手段や町による整備とか、このあたりについてもできるだけ今年度でこのような形で募集とか行動をとりたいという表示のほうを今年度させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 私は通告書で、この部分でちょっと町長の意見を聞きたいなと思って、町長と書いておったんですが、企画監理課長が答えておられたんですけど、町長、何か今の質問でコメントはありますか。

○野瀬町長 経過については、私よりも木村議員の方が今おっしゃった経緯を推移してまいりました。私が就任してから南部工業団地という、いわゆる28.9ヘクタールの山林について企業集積を続けてやっていこうという方向で検討しております。今、企画監理課長が申し上げましたように、甲良町産業用地創出検討委員会を立ち上げました。総務課長、企画監理課長、産業課長、建設水道課長、そこに担当課の職員が1人ずつということで、今までのおさらいをして、私は県の商労部長のところも早急に事業地として前に進めたいということで、内部で検討しながら、県の企業誘致推進室にも調整あるいは相談をして前に進める努力をしてまいりたいと思っております。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 たしかに宝の持ち腐れという言葉があるんですけど、そのようにならないように、ひとつ頑張っていっていただきたいと思っております。

それに関して3番の質問になるんですけど、もう数十年前になろうかと思うんですけど、北落と在士の工業団地を開発されたという経緯を聞いておる

だけで、実際のことがわからないので再度お尋ねしたいんですけど、あのときの開発はどのようにされたのか。また、そのときに国関係の補助金か何かがあったのかなと思ったので質問させていただきたいと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 北落の工業団地につきましては、平成初期に実施しております。平成2年度から平成19年度まで工業用地造成事業という名目で、町の方で特別会計を設けまして、その会計内で用地買収や開発工事等を実施してまいったわけでございます。この開発に関しましては、国庫補助とかはございませんで、借り入れた町債の利子の一部を県から補助いただいたというような形の補助があるというものでございました。

また、総事業費につきましては41億5,786万3,000円となっております。しかしながら、この会計で町道の整備、北落呉竹線やパイプライン工事などの関連事業として全体的事業を実施していることから、会計を締めるにあたりまして、一般会計から1億8,140万9,000円を繰り出して、事業の方を終了させていただいたという流れでございます。

また、このときに公共事業ということで、土地の売買の協力をいただく方に税制的な優遇措置を実施させていただいたというような特別控除をさせていただいているというところもございます。

また、在土地先につきましては、民間開発でございますので、町としては実施しておりません。そういった流れの中で、平成元年度に制度を創設されました農村活性化土地利用構想というものを町の方で計画を策定いたしまして、北落エリアと在士の、現在ある滋賀銀行、丸善とかあるエリアにつきまして、農振地から除外をさせていただいて、民間開発が進められたという経緯でございます。

以上です。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。詳しくお聞きさせていただきました。

そうしましたら、その次、4番に移らせていただきたいと思います。前回もお聞きしたんですけど、愛荘町側の土地が開発されて、看板に7万坪と書いてあったと思うんですけど、愛荘町のあの土地はうわさですけど、もちろん前回のときにも課長に個別に聞いたのか、答弁があったのかちょっと忘れましたが、愛荘町の役場の方も担当者は何も聞かされていないということで、多分、開発があるとすれば、民と民の開発になろうかと思うんですけど、何かややこしいような土地だということを聞いておりまして、もし甲良町があつ約29万坪ですか、その土地を開発されるときには、断然、優位に立てるんじゃないかと思うんですけど、あそこを早く開発していこうというよう

な考えがあるかないか、先ほどの答弁もありましたけど、再度お聞きしたいと思えます。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 前回、お話をさせていただきまして、前回の募集が土地全体が約28万9,000平方メートルのうち、1期工期、約9万3,000平方メートルを開発するという形の費用の試算を行いました。そういった中で、開発にかかる費用が13億4,000万円かかりますので、それを町で直接するものではなくて、中間開発業者が転売した場合には、平米当たり2万7,000円、約2億円強の利益があるということで、中間開発業者の募集開発に踏み切ったわけでございますけども、このあたりをふまえて、町のリスクを軽減するために、前回を行いましたけれども、その部分を含めて今現在、検討をさせていただいているということで、直接開発につきましては、極力リスク分散のために避けていきたいとは思っております。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 そこのところはほんとうに難しい問題だと思うんです。先ほど聞きました北落、在士関係で、先ほども答弁をいただきますと、完了までに十数年かかったというようなことを把握したんですけど、今の部分でちょっと私は勘違いをしておった部分があるんですけど、前回、課長の答弁で13億4,000万円と聞いたんですけど、これは単純にあそこを全部開発したらかかる経費だと思ったんですけど、そうではなかったんですね。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 全体、28万9,000平方メートルのうちの9万3,000平方メートル分だけです。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 私が勘違いしておりました。そうしましたら、続けての質問があったんですけど、今の数字、造成費用の関係でちょっと次に聞きたかったんですけど、私の勘違いということで、それは飛ばさせていただきますが、ほんとうに難しい問題であって、開発をして、1つの会社が進出してこられたら、次に、次にということが考えられるんですけど、最初にうまく話ができる会社があればいいんですけど、ゴーしてほしいんですけど、なかなか難しい問題があるもので、また開発するということにおいてはリスクをもちろん伴うわけですけど、そこら辺を十分考えていただいて、今、言いましたように1つの企業でもいいんです。それが来られたら、その次、その次というふうに生まれていく、それはあまり難しいことじゃないんですけど、いわゆる産みの苦しみということだと思うんですけど、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

その次の5番ですけど、税収入とか雇用、人口増などを考えると、早急に進めていただきたい。待っていてはだめだと思いますが、先ほどの答弁にもあったんですけど、最後にこの5番の質問で答弁をお願いできればと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 議員のおっしゃるとおり、早く土地の有効活用を進めていく必要性については、行政の方も十分理解しておりますので、そういったことについて取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。それでは、次に進めさせていただきたいと思います。

前回もお聞きしたんですけど、甲良町の日赤あるいはハートフルセンターの関連の奉仕作業ということについて、再度お聞きしたいと思いますが、その前に、今まではっきりさせていなかった私自身のだめな部分なんですけど、甲良町役場と社協との関係というのは、社協は行政の下にあるもんだと思っていたんですけど、どうやら違うなと思ったもので、再度確認をさせていただきたい。多分、明日だと思うんですけど、シルバー人材センターの話が出るように思うんですけど、シルバー人材センターも一緒だと思うんですが、行政との関係を先に再確認させていただけますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 社会福祉協議会については、もともと役場の中に事務所があったり、事務局職員が1人、2人であったりとかいうことで、常々、町民の方がおっしゃるのは、役場の社協やという冠をつけていただいておりますが、社会福祉法が改正されまして、社会福祉法に基づく社会福祉法人で、法人運営は評議委員会、理事会、それを受けて事務局が進めるということでありまして、大きくは社会福祉協議会は、町も福祉施策をやるんですけど、甲良町の福祉施策を主体的に推進する団体ということでございます。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。ありがとうございます。そうしましたら、それを確認した上で質問に入らせていただきたいと思います。

まず1番、今年4月1日時点の団員の増減があるかと思うんですけど、増減はどうでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 31年4月現在、137名の方となっております。これは12名減で、6名増ということで、合計が137名ということになってお

ります。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 先日、甲良町の社会福祉協議会からの広報が出ておりました。ここに書いておられた記事では、県内1万6,000人ほどの奉仕団員がおられて、甲良町に152人の団員が在籍していますと書いておったんですが、これは多分、今、課長の答弁でいきますと、現在137名、それはプラスマイナスで6名減だとお聞きしたんですけど、前回来たときに143名と答えてもらっていたので、これから6を引いたら137名となるので、それは合っていると思います。ただ、今言いましたように甲良町の社会福祉協議会の広報においては152名と書いておったので、別に質問ではないですが、書いてあったということだけをお伝えして、その次の質問に移りたいと思います。

前回も聞きましたけど、ハートフルセンターで洗濯たたみという作業があるように聞いておりましたし、多分この日赤の活動が甲良町において、もう何十年続いておるかわからんのですけど、私が感ずるに、私の年代では今現在少なくなったということで、もう10年も昔やったら多くの団員さんがおられたように聞いておりますが、最近の若者まで下がっていったらだめなんですけど、ちょっと考え方が我々の時代の考え方と若者の時代の考え方がちょっとずれているなど、それは合わせていかなきゃあないなという部分もあるし、強く我々のときはこうだったんだというような思いを若い人に伝えていかなければならないとも思いますが、この団員の中でいわゆる洗濯たたみというのが苦痛に思われる団員さんがおられるように思いました。それがイコール団員の減につながっているんじゃないかと思うんですが、ハートフルセンターの洗濯たたみ、その後の状況はということでお尋ねしたいと思います。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 前回もお答えさせていただきましたが、洗濯たたみにつきましては、甲良町の日赤奉仕団の方が考えて取り組んでおられました。31年4月をもちまして、甲良町日赤奉仕団のハートフルセンターでの洗濯たたみの奉仕作業は終了されました。これは甲良町の日赤奉仕団が、今年重点目標として、ひとり暮らしの方への声かけということを充実させていくために、町内でのボランティア活動をもっと充実させていこうという趣旨のもとで決められたと聞いております。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。そうすると逆に考えますと、もちろん洗濯たたみというのは今後もずっと続けていかれる作業だと思うんですが、それを町の

日赤奉仕団としてはやめて、ひとり暮らしの方に重点を置くというような答弁だったと思うんですけど、これは終了してもいいということなんでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 ボランティアで入っておられましたので、そのボランティアがなくなったということなので、それはハートフルの方で対応させていただきます。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。そのとおりでございます。

そうしますと、その次に3番の方にもハートフルセンターで、前回の質問で多賀のシルバー人材センターさんがかかわっておられるということで、甲良の団員にとっては、私らはボランティアで一生懸命やっているのに何なんだあれはというような質問がありましたので、聞いた次第でございましたが、再度お聞きしたいと思います、答弁できるならばお願いしたいと思います。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 多賀町にハートフルセンターがございますので、多賀町のシルバー人材センターと年間業務契約としてされています。毎日1名の方が業務派遣ということで、洗濯に関することの業務をされているという現状がございます。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。常時1名ということですね。

それでは、この項目の最後です。日赤奉仕団の組織、今も聞きましたけど、年々、聞かたびに減ってきている状況があるんですけど、この組織は近未来、来年、再来年の話なんですけど、どのようにしていこうと行政としては考えておられるかということをお聞きしたいと思います。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 日赤奉仕団の団員は現在のところ年々、減少しておりますが、今年度は新たに参加してくださる方もありました。滋賀県支部と連携を取りながら会員の募集を進めていくということで、5月には皆さんのご家庭にこのチラシが配られていると思いますので、啓発ということを広く進めていくということが課題であるかと思えます。日赤奉仕団につきましては、人道と博愛の精神に根差した赤十字思想をもっと広めるという啓発を県を挙げて進めていくということでございます。これはボランティア活動ですので、定年はございません。また、女性だけの活動ではございません。男性会員も歓迎しておりますので、皆様その辺のことをまたお考えの上、ご協力をお願いしたいと思います。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 よくわかりましたが、団員減になっておるということで、ただ答弁にもあったように、増える要因もあると聞きましたが、また定年がないと答えをもらったんですけれど、前回は申しましたように、池寺のケースでいきますと、なぜか知らんけど70歳になったらもうやめてもええんやという、いわゆる内々の決め事があるように思いますので、それならますます減っていくように思えますので、そこら辺のことを行政として各字に考え方を改めるように、あるいは新しい指導といいますか、そういうことができるようにひとつ頑張っていていただきたいと。区の役員会の方では、池寺の場合ですけど、これはどうするんやと年々減っていくばかりやないかということで、それをどのように食い止めるかということ区役員会の方では考え始めておりますので、それは多分、何らかの形で今年度、役員会が動こうかと思っておりますので、これはなくなっていいもんじゃないと思うので、今の池寺の区長さんもなくしたらあかんという方向で考えておられますので、何とかいい方策をできるように考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは次に、4番。春日商会ということの質問をさせていただきたいと思っております。春日商会の大規模火災についてという題目で聞きたいと思っておりますが、過去に、私も2回しかわからなかったんですけど、4回の火災があったと隣の会社の方がおっしゃっておられましたが、これは把握しておられるのか。4回があつて、いつ火災が起こったかということがわかれば報告をお願いしたいと思っております。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 春日商会は当時、スクラップ回収業者として平成23年9月に甲良町に滋賀支店という形で設立されておりますけれども、1回目の火災は平成24年2月1日、12時に火災発生して、14時20分に鎮火しております。このときの火災の原因は、回収した石油ストーブから出火し、周辺のプラスチック類に燃え移ったものでした。このときは特に排水にオイル漏れというような事態は認めませんでした。

2回目の火災は、平成30年12月16日17時に火災発生し、18日の1時に鎮火しております。このときの火災の原因は、職員が鉄塀を高くするために溶接していた折、その火花が周辺のスクラップに引火したことによるものでした。この火災はプラスチック類も多く含まれていたため、約3日間におよぶ消火作業が続きました。また、今回は消火作業の排水によるオイル漏れも認められましたため、オイルの吸着マットなどを使用し、田んぼや南川へのオイル流入による被害の防止策を行っております。さらに煙が大量に発生

したため、周辺市町まで広がり、甲良町でも外出を控えていただくなどの注意喚起の放送を行うとともに、休校対応などの措置もとられました。

3回目は、特にこれは火災ではございませんが、平成31年1月15日にぼや通報がありました。実際は職員が鉄扉の補修作業中の溶接の煙が上がったものでして、そのためこの折は消防署より火炎上昇届が未提出だったため注意を受け、提出を求められていたようです。

以上、これが町が把握している事実です。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。詳しくありがとうございました。そういうことがあったということで、その次の質問に移りたいと思います。

あのおとき、いわゆる30年12月16日の火災におきましては、33時間燃えておったということと、後の処理に関しまして2日あるいは3日という、消防団員さんの手を煩わせたということであったと思いますが、保幼小の早い休校はほんとうに早くに防災無線を使って休校ということにされたということは、それは大賛成だったと思うが、先ほどの質問にもつながるんですけど、1年間、35週という考え方ということをお聞きしたので、そのことに関しての園、校の内部の対応はどうだったんでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 こういった特別な、例えば台風であるとかインフルエンザ等の休校等もございしますので、そういったときのことは想定をして時数を組んでおりますので、大丈夫でございました。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。先ほども言いましたように、コマ数、いわゆる時間数が気になっておる私なので、質問させていただきましたが、35週で見ているということをお聞きした時点で、かなりその部分の納得は私自身はさせてもらいましたので、今の質問を終えたいと思います。

それと3番目に、先ほども言いましたように、12月の大規模火災は鎮火まで約33時間かかったということで、火災によって沢山の人に迷惑をかけ、この異臭のことを考えるならば、ほんとうに十数万人の方々に被害が及んだと思うんですが、おとがめはあったのか、なかったのか、ないものなのかということをお聞きしたいと思います。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 今回の火災については、事業者側の過失で発生したのですが、町が把握しておりますのは、18日の鎮火後、湖東環境事務所と甲良町住民課同伴のもとで、火災後、春日商会に立入調査を行いまして、再発防止への口答指示をされるとともに、事故後の措置に関する届け出書というもの

の提出を求めています。春日商会も1月9日に、こちらの方を提出されております。

また、町としましては春日商会の方から何も連絡を受けておりませんでしたので、こちらの方から連絡を取らせていただきまして、12月21日に直接、春日商会に説明を求めるとともに、町長、総務課長、消防担当者が再発防止に向けて、口頭で注意を行うとともに、施設管理の徹底をお願いしました。公のおとがめというのは、この程度でございます。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 池寺区でも要望書を出したと聞いておるんですが、その返答というのはまだないんでしょうね。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 区の方から要望書を15日に環境事務所の方に出されていますし、甲良町の方には16日にいただいておりますので、一応、行政手続法で2週間以内に返答するという事になっておりますので、もう回答書の方は返しております。回答書の内容としましては、できれば春日商会さんと地元との協定なんかを結べるような形とか、連絡会議を開くということに対するご支援を申し上げるという形で返させていただきます。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。聞いておりますのに、対策協議会とかを設けるといふ要望をしたわけですが、それは今はまだ春日の方からの回答待ちであると認識したんですけど、どうでしょうか。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 春日の方からの回答があったかどうかというのは、こちらはまだ把握しておりませんので、すみません。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。そうしましたら、次の質問で池寺区が最大の被害地区になったわけですけど、今言いました3番の質問は、その被害は当然なんですけど、油類の流出があったということで、この被害が大問題を起こしてしまして、田んぼの土壌が汚染されたということで、聞きましたら、今年は作付を中止すると言っておられました。2筆あって、約5反ほどは今年はお米がつかれないということだそうです。それに関して何らかの補償があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 まず、この現場でございますが、県の農産普及課、JA東びわこ、東部営農センター、農業共済、また私どもで現場の方は確認はさせていただいたということでございます。この補償につきましては、町がその分

について補償するということはございません。また、農業共済につきましても、作付に被害があったりとか、収量が減ったということについては補償となるものはあるんですが、今のところ、私どもなり、共済なりが補償するというものはございません。ただし、今後につきましては、今の2筆について今後どのように作付をしていくかでありますとか、農業用水の口をどうするかでありますとか、そのあたりにつきましては、今もグリーンファーム池寺さんと協議をしているというところでございます。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 よくわかりました。聞いておりますと、油が流れ込んだということで、先日もちょっと田んぼの方を見させていただいたら、1枚はもう何もせずすいただけの田んぼになっておりましたけれど、もう一つは、あれは稲が植わっているんじゃないかというように見えたんですけど、稲じゃなかったと思います。かなり小さかったので、隣の田んぼと比べると苗の発育とか、長さが違ったので、あれと思いながら通ったんですけど、今言いましたように2筆で5反ほどと聞いておりますので、池寺のグリーンファームといろんな協議をしていただきたいと思っております。

それでは、最後に5番の学校給食の方に移りたいと思います。学校給食について、直近の滞納ということをお聞きしたいと思います。件数および人数がわかれば答弁を願いたいと思います。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 本年5月末で、平成30年度の額を報告させていただきます。調定額が2,757万5,241円です。収納額が2,702万9,705円です。未納額が54万5,536円です。収納率が98.02%です。人数につきましては、49人、これは児童・生徒の数です。件数につきましては30件、これは世帯数です。以上です。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。記憶によりますと、4年前か5年前になるかな、要は甲良町の給食センターが今後続けていくにあたってはかなりの投資をせんらんとしたときに、共同で彦根の方に建てるという話で向こうに行ったわけで、町内でやっていた場合には、滞納はもちろんあったわけですが、額的にはぎりぎりとか、例えば材料費とかそういうことで何かと思ったんですけど、今度は向こうの方ができましたときには、人数分を必ず町から払わなあかんとなったわけでございます。そのときにはちょうどいい機会やから滞納はなしにする方向でやっていっていただきたいと監査の方で言っておった部分があるんですけど、今聞きましたら、あのときでもたしか20万円ぐらいの滞納があったように思いますけど、あれから三、四年

たつわけですけど、54万円と増えております。一部、豊郷でしたか、給食費が無料になったという動きがあるんですけど、私は無料というのはあまりお勧めできないなと思っておる一人でございます。なぜならば、無料になると残食なんかを簡単にやってしまうと。そこにお金が生まれていたら、一生懸命に食べるという方向にあるんですけど、今、議長の席に座っておられる丸山議員もおっしゃっておられましたけど、私たちの時代には、給食袋があって、学校から生徒を通して親にというルートがあったんですけど、今はもう振込ということで、全然ないから子どもたちは給食費がどうのこうのという感覚は全然ないんだと思います。だから、議長が以前におっしゃられたことは、私も大賛成ですので、この滞納を少しでも減らしていくという方向で考えるならば、そのような方法も再度復活ということを考えてもらえたらいいんじゃないかと思います。そしたら、次に進みます。

2番、3番、4番、5番とずっとあるんですけど、全部答えていただきたいなと思うんですが、まず2番をお願いします。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 2番の質問です。甲良の給食センター時代と比べて残食状況はということなのですが、これは小学校についても、中学校についても同じです。昨年度までは確かに残食数が多かったと聞いております。ただ、昨年度は今年度よりメニューの改善だとか、味付けの工夫をしていただいていることによって、小学校についても中学校についても残食は減っていると聞いております。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 残食の指導方法は、チェックをして指導方法はどうでしょうか。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 まず、小学校なのですが、小学校では担任の目視によるチェックをしております。指導方法は、日常の働きかけや栄養教諭による給食指導、メニューについての放送や担任からの働きかけを通じて、食に対する関心を高めるなどといったような指導を行っております。

中学校では、食器の返却時に担任と学年教師でチェックを行っております。また、指導方法につきましては、チェックの際に残食の多い生徒については、休み時間や放課後に聞き取りを行い、保護者とも連携をとりながら指導を行っております。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。そしたら、急ぎます。完食指導というのは、どういう指導方法なのかお聞きしたいと思います。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 完食指導とは、一般的に残さず食べようといった指導のこと  
であります。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 居残りをさせるという方法があるらしいんですが、それはどうで  
しょうか。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 近年、アレルギーを持った児童・生徒が増えていることもあ  
りますし、甲良町では完食指導は行っておりません。居残りというのも行っ  
ておりません。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。そうしましたら、最後に5番、会食恐怖症という  
言葉が新聞紙上に載っておりました。これはどのような症状なのか、あ  
るいはその対処方法みたいなものはあるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 会食恐怖症とは、人前での食事に極度の不安を感じる症状で  
ございます。この症状になった60%の方が、行き過ぎた完食指導によるも  
のだと言われております。対処方法についてはわかりませんが、教育委員会  
といたしましては、会食恐怖症にならないような指導を行っていきたくと考  
えております。

○丸山議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。先ほどの質問にもありましたけど、居  
残りをさせるようなことをちょっと新聞紙上で見ましたので、甲良ではない  
ということで安心しましたけれど、我々が親のときでも、子どもに残したら  
あかん、残したらあかんみたいなことをずっと指導しておったんですけど、  
先ほどもまた別件の話で言いましたけど、時代が変わったんだなと思うん  
ですけど、完食指導をすることによって会食恐怖症というような症状が出て  
くるように聞いております。社交性の不安障害、いわゆる神経系の病気です  
ね。あるいは吐き気とかめまいとか、飲み込みがしづらくなるとかいうよう  
な嚥下障害等と書いておったと思うんですけど、こんな症状が出てきたら大  
変なことになるので、完食指導は大事なことなんですけど、指導方法を間  
違えたらえらいことになると思います。その点を重々ふまえて、今後も指  
導をよろしくお願ひしたいということで、一般質問を終わらせていただき  
ます。ありがとうございました。

○丸山議長 木村議員の一般質問が終わりました。

ここで15分間休憩します。11時30分まで。

(午前11時15分 休憩)

(午前 11 時 30 分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番 田中議員の一般質問を許します。

2番 田中議員。

○田中議員 2番 田中です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。通告書の前にちょっと皆さんにお願いといたしますか、現状、甲良町の消防団が今年の8月4日のポン操大会、ポンプ操法大会に向けて、毎日、朝5時から6時半まで練習をしております。できれば幹部職員の皆さん、議員の皆さんに激励に顔を出していただければ、団員の士気も上がって優勝できるかもわかりませんので、よろしく願いいたします。

それでは、通告書どおりに質問に入らせていただきます。

公共事業の進行状況についてお聞きしますが、1の質問で、昨年12月の定例議会で私が質問させていただいた内容を少し確認していきたいと思っております。町長が優先順位を決定して整備をしていくという答弁をいただいておりますが、また私の12月の質問で町長は議会ですっかりした説明がつくような資料を準備したいということをおられたんですが、いまだに何の説明もないように思いますし、具体的な方針とか進行状況はどうなっているのか。

また、庁舎西側の倉庫は県道の右折レーンの拡幅で取り壊しが決まっていると思うんですが、早急な計画が必要じゃないのですかと思うんですがどうでしょうか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 以前より申し上げております倉庫と防災センターのことにつきましては、必要と考えております。

公共施設の個別計画というものを今年と来年度にかけて二か年かけまして作成する予定でございます。1年目につきましては、施設の運営、活用状況の把握、そして劣化診断調査を行ってまいります。2年目につきましては、施設の維持、更新費用の算定、施設規模、配置、改修の方針の検討、改修等の優先順位づけ等の個別計画の作成を行ってまいります。この計画を策定する上で、十分に検討させていただきまして、議会とも議論を進めて、進めていきたいと考えております。

西側倉庫の撤去の方も決まっておりますので、今年度、検討する中で撤去する計画を立てていきたいと考えておりますので、よろしく願いします。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 参事の方から説明をいただいたんですが、その倉庫は早急に壊さないと除去しないとだめやと思うんですが、その予算も何も出ていないん

ですが、それはどのタイミングでどういうふうに予算組みされていくのか。それと、立ち退きするので何ぼかお金が出ると思うし、迷惑料というものかそういうものが出るとは思いますが、それは大体幾らぐらい出るかわかりますか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 先に、県の補償ということで、約1,200万円ですが、今年度、用地費用と弁償費用ということで計上させていただいております。西側の倉庫の取り壊しにつきましては、また検討していくわけなんですけども、早くて今年度、もしかしたら補正予算の方で設計費等の計上をさせていただこうとも考えておりますし、来年度になりましたら取り壊しということになってきますので、当初予算の方には計上していきたいとは考えております。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 補償料が1,100万円か、土地の買収費が1,100万円なのか、全て合わせての1,100万円なのか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 全てを合わせての1,200万円です。総額です。

○田中議員 県からもらうお金が1,200万円と。

○上田総務課参事 そうです。

○田中議員 わかりました。ありがとうございます。それでは、2の質問に入ります。

町公民館の東側の前防災センター計画の跡地ですが、野瀬町長が中止を発表されて1年半以上は経過したと思うんですが、いまだに何も手つかずのまま、現在、駐車場になっていて、舗装もなく、町職員の皆さんが車をとめておられると思うんですが、雨が降ればぬかるんで大変使いづらいという話も聞いております。12月の私の一般質問でお聞きした町長の思いはよくわかるんですが、現在、具体的な計画もなく、庁舎前のブロック建てを除去して、防災機能を持たせた防災センターの建設、公民館横の造成地に防災備蓄庫、書庫、ペットボトルの処理施設、粗大ごみの一時保管所などの倉庫群を建設と答弁されておりましたが、現在の思いも変わらないでしょうか。町長。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 田中議員のご質問、いったん当初の計画の防災センターは中止をさせていただきました。就任後、防災、災害等々を鑑みますと、地震、台風、集中豪雨、幸い県内では台風の被害はありましたけど被害は少なく、国内では度重なる大規模自然災害というのが増えている状況でございます。防災施

設は必要であり、建てなければならないと感じているところであります。県においても防災危機管理局、県庁の中に別棟の危機管理センターという備えをされていますので、町もそれなりの備えが必要であると思っています。

いずれにしても、今、災害対策本部については役場の庁舎の会議室で応急的にやっておりますが、不十分な本部体制であると思っておりますし、もう少し指令対策室が万全でなければならないとも思っています。

それから、防災訓練も年に1回、総合防災訓練を9月にやっておりますが、自主防災組織との連携、情報伝達、役場の本部員、いわゆる役場の幹部職員を中心とした本部員の集合場所、まして協力いただく町の消防団、地元建設業者、それから関係企業等々の応接待機場所、それから防災資機材の保管、食料備蓄庫、これら一体的な防災センターというのが必要であると認識しております。参事が計画を申し上げましたが、できるだけスピード感を持って、議会に協議ができる資料を提示しながら、協議をしながら進めていきたいと思っています。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。先ほど木村議員も質問されたと思うんですが、春日商会の火災の件です。私も現場で三十数時間、消火活動にかかっていました。消防団の団員は皆さん、普段は職業を持って、有事に駆けつけて消火作業にかかっていると。そのときも三十何時間やったら、もう会社を休まなあかん。前日の火災が起こった日は小雨が降っていたと思います。その中で消防団員が寝ずにずっと消火活動に入っていました。参事も来られたと思うんですが、前の消防主任がおにぎりとかパンとかを持ってきて、食事という形で持ってきてくれたんですけど、食事をする場所がないんですよ。火災現場で食事をせえと、車に乗るか、軒下でご飯を食べている、お茶を飲んでいるというような状況で、休憩の場所もない。

この防災センターというのは、そういう場で消防団員は職業を持っていますので、いったん家に帰ると来ません。自分の仕事が大事なので。みんな有給を取ったりとかいう形で休んでくれる消防団員も何人かいたんですが、ほとんどの団員が明くる日になれば、夜は行くけれど明くる日になれば、仕事やから会社を休めないからと全部帰ります。そういう場合にやっぱり防災センターで休憩場所、災害対策本部というのが必要だと思うんです。町長が前に言っておられた前のブロック塀を壊して、防災機能を持たせた防災センターを建てると、規模は小さいですよ。そこでやっぱり消防団員50人、まあ50人は来ないと思うんですけど、消防関係者が休憩したり、災害対策本部をつくったりとか。この間の春日商会のあれはもう火災じゃないので。もう災害の一部やと私は思っています。それに対して、やっぱり災害対策本部

をつくって、消防団長、副団長がそこに詰めるとか、総務課長、町長がそこにいるとかいう形でなかったらあかんけど、それが今、庁舎で、私も前に行ったことあるんですけど、2階の会議室でやられると。上がってくるのに靴を脱がなあかん。私らは編み上げで長靴みたいなのを履いているので、それを脱いで上がってこなあかんと。そんなことを災害のときにしてもらえませんかよね。土足で上がってくるような状態でないと、それに対してやっぱり防災センターは絶対に必要やと思うんですよ。この前でこじんまりとした防災センターだけをつくるという考えは、町長、どうなんでしょうか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃるとおりでございます。春日の事例を紹介いただきました。不眠不休の現地消防活動をやっていただいて、本部が不備であったということは大きな反省もしておりますし、その一例からしても防災センター機能は必要であると認識をしております。具体のプランについてどうだということは、今すぐには申し上げられませんが、議会に提示をしながら検討をできる状況に持ち込みたいと思っています。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。前計画の防災センターのときは、建設委員会というものを立上げられて、数名の方、議員さんも6名か入って協議されてきたんですけど、そういう形で今後、町長、やっていかれますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 そうなれば具体なんですけど、まずは一番最初のプランはまず議会に提出させていただいて、その後、進捗を見ながら建設委員会が必要なのかどうかについては議会と相談しながら決めさせていただきたいと思えます。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。次の質問にいきます。

緊急防災・減災事業債の期限がたしか令和2年で切れると思うんですが、制度の存続というのとは何か、町長、前回のときには県とかに働きかけるという話をされていたんですが、その後の進捗とか結果がわかればお願いいたします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 先ほどの一般会計の補正予算でもありますように、今、防災減災対策債の期間中ではありますが、年次的には限られておりますので、切れるということではありますが、この6月中にも新聞報道されておりますが、国の骨太方針、いわゆる経済財政運営の基本方針が示されます。その中でも今現在の情報では重点にされているのが、防災、減災、復興、国土強靱化対策とい

う、さらに防災に力を入れるというので、自立分散型、公民館の起債については100%充当という、この事業に基づいた事業でありますので、県当局にも働きかけておりますし、多分そうなるであろうという返事は、県の幹部にはいただいているんですけど、粘り強く、甲良町だけではありませんので、ほかのまちと連携して、必要最小限は6町が統一して県要望を出していくということをやっていきたいと思っております。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。そしたら、現状まだ働きかけをされているという認識でいいわけですね。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 継続して、事あるたびに県当局には要請をしております。それから6町の町長には今、実務ベースで要望書の策定中でありますので、この項目はぜひ入れたいと思っております。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。これがなければ防災センターは建たないと私も思いますので、実財源ではなかなか難しいものやと思います。よろしくお願いいたします。将来、大規模災害も予想される日本ですので、災害から身を守るためには、行政による公助の取り組みに連携して、自分は自分で助ける自助、近所の人と助け合う共助による取り組みが防災に対しては一番大事やと思います。特に地域の方々と防災について一緒に考え、対策をとっていく、地域全体の防災力も高まると思いますので、町の防災意識向上のためにも防災センターの必要性を私は訴えたいと思います。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 先ほどご質問いただきました西側の倉庫の解体の件で、ちょっと資料を見直ささせていただきました。補償費1,200万円と言わせてもらったんですけども、概算ですが、用地費に200万円、補償費に1,400万円ということで、県の方から資料をいただいております。

○田中議員 合計で1,600万円と。

○上田総務課参事 訂正させていただきます。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。次の質問に入らせていただきます。

交通安全対策についてですが、今年5月8日に大津の交差点で、車同士の衝突事故があり、散歩中に信号待ちをしていた園児が巻き込まれて、16人が死傷するという事故が起きました。皆さんもテレビ報道、ニュース等で大々的にやられていたのでわかると思うんですが、若い園児2人が死亡するという、ほんとうに痛ましい事故が発生いたしました。歩道に車が突っ込ん

でくるなんて、想定外の事故であり、本町の両保育園も散歩をされていると思いますが、散歩コースの安全確認等々はされておられますか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 園では、散歩の行き先につきまして日々、確認と共有を行っているところでございますけれども、今回の事故を受けまして、両園ではその日のうちにすぐに散歩の経路と安全確認、引率体制などについて職員の中で再確認をしたという報告を受けております。これまでから園長には、園外での活動をする際には目的や行き先、時間帯、引率者、事前の確認等または事後の報告等の提出を求めているところなんですけれども、今回の事故を受けましてさらに事前の安全確認、それからその対応、引率計画などを十分に協議して実施してくださいということを指示しております。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。今は保育園の散歩コースということでお聞きしたんですが、小学校、中学校も当たるので、通学路の安全確認というのはされましたか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 今回の事故を受けてということでしょうか。

○田中議員 そうです。

○上橋学校教育課長 通学路の危険箇所につきましては、通学路安全プログラムにのっとって確認をしているところでございますが、このたびの事故を受けてすぐということには行っておりません。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。保育園だけじゃなく、小学生の方が活動範囲は広いし、保育園は保育士の先生が付いておられますけど、小学校の場合は全く1人で帰ってくる子もいて、朝の通学の時も見回りの、スクールガードの人たちもおられてやっておられますけど、そこはやっぱり、ここは安全と、今みたいに想定外に車が突っ込んできたというたら、それはスクールガードの方がおられても防ぎきれないので、交差点の安全とかここはちょっと危ないと違うかなという形でガードレールの設置とかポールを設置とかいう形を点検してもらうことはできますか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 通学路の危険箇所につきましては、甲良町では通学路安全推進協議会というのを設置しております、そちらの方で甲良町通学路交通安全プログラムという形で取り組んでおります。危険箇所につきましては、8月にPTAを中心に危険箇所等を拾い出していただいて、それについて集約をさせていただき、その後、学校、保護者、警察、建設水道課、総務課、

教育委員会の代表者で組織をしまして現地を回って、危険箇所の対応、修繕に向けて協議をしていっているということでございます。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。この場合は交通事故の話をしているんですけど、先日、川崎の方で児童がスクールバスを待っているところで殺傷されるというような事件も起きておりますので、子どもたちの安全確認のために努力していただきたいと思います。

次の質問ですが、高齢者ドライバーによる事故が日本各地で多発しておりまして、大きな死亡事故につながり大きな社会問題になっております。昨日も福岡でドライブレコーダーの映像を見たら、びっくりするような100キロ以上のスピードでノンブレーキで突っ込んでいって、運転していた高齢の方と奥さんが亡くなられたというような事故も発生しております。甲良町で免許証の自主返納をされている方はおわかりですかね。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 甲良町で高齢者の方で65歳以上で免許証を返納された方は、平成30年度は23名でございました。そのうち16名の方につきましては、代替機関の交通チケットを利用していただくという形の申請をいただいております。愛のりタクシーのチケットを配付させていただいているところでございます。また、高齢者の交通事故が非常に多いということで、昨今、そういった免許返納を促すリーフレットを警察の方からいただいて配布させていただいているところでございます。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。甲良町も交通の便の悪いところなので、お年寄りというか高齢者の方も自動車を自分の足として使われていると思います。車がないと買い物にも行けない、病院にも行けない、これが現実だと思いますが、先ほど答弁されたと思うんですが、甲良町で自主返納された方に特典とすれば、先ほど言われた愛のりタクシーのチケットをどれぐらい配付されているんですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 平成29年度と30年度、両年度とも16名ずつ、交付しております。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 先ほど65歳以上の方が23名おられると、そのうち16名の方が愛のりタクシーのチケットを配付されていると。残りの方はどういう形ですか、要らないということですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 残りの方につきましては、彦根署の方で免許の返納をされていますので、そのときに説明の方はさせていただいておりますけれども、申請には来ておられないということです。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。最近の車には自動ブレーキとか、最新の装置がついていると、私もそんなええ車には乗っていないんですが、高齢者の方になかなか車をええ車に乗りかえようという話は難しいと思うんですが、後付けの踏み間違い防止装置、これはテレビで言っていたんですが、そういうものがあって、私もネットで調べたら幾つかメーカーがあって、そんなに何十万円もするものじゃないと思うんですけど、町としてこれをつけていただくという形で補助とかいうようなことは考えられますか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 現在のところはまだ検討しておりませんが、ご意見をいただきましたので、今後、参考にはしていきたいと思っております。

○田中議員 町長、どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 提案をいただきましたので、内部で十分検討したいと思います。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。高齢者ドライバーの安全と事故を未然に防ぐために、早急にそういう対策というのを甲良町としても考えていただきたいと思ひまして、次の質問に入ります。

これもなかなか難しい問題で、外国人労働者についてなんですが、平成31年4月1日で入管法が改正されまして、特定技能制度というのが運用をされています。この制度とすれば、労働者不足の14業種に適用されています。そこでお聞きしたいんですが、甲良町に外国人居住者、特定技能じゃなくて技能実習生の人数がわかっておられるなら教えていただけますか。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 まず、甲良町の外国人居住者数は現在69名の方がいらっしゃいます。そのうち技能実習生の方は住民課の方で転入時の在留資格カードから把握した人数を本日お答えさせていただきます。技能実習1号で実習期間がおおむね1年以内の方が16名、それから技能実習2号で実習期間が2年から3年の方が18名、最近認められました技能実習3号で技能評価試験に合格した優良な実習生で実習期間が3年から5年の方は現在いらっしゃいませんので、合わせて34名の方がいらっしゃいます。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。今お聞きした技能実習生と新設の特定技

能とは全く制度が違うもので、ちょっと説明させていただきますと、技能実習生の目的は国際貢献で、先進国から発展途上国に技術移行というのが目的で、今言われたように1号、2号で3年間、2号、3号で最長5年間という形でビザがおりているものです。特定技能の目的は、これは完全に労働者、技能実習生の場合は単純工は入れられません。特定技能になると単純工でもいけます。特に労働者不足で、甲良町にも関連するとは思いますが、介護、農業、建設、土木も入ります。その業種に関しては国が枠をぐっと広げましたので、すごく入りやすくなっています。技能実習生の場合は相当縛りがあって、難しい部分があるんですが、特定技能に関してはすごく大きく認められて、特定技能1号が5年間、2号が5年間、2号になれば家族の同伴も認められています。ビザの申請上で10年間、日本に滞在すれば、永住ビザが取れます。今後、この特定技能で来られる方は永住される可能性が大です。

ちょっと飛躍した話になるんですが、今後10年間ぐらいで大幅に、特定技能で2025年までで45万人の外国人労働者を日本に入れると政府が言っておられるので、これは短期間に決められた法律なので、まだまだこれからいろいろ法案を変えていくと思います。今45万人と言っていますが、50万人、60万人になる可能性はあります。今も業種は14業種と決められていますので、技能実習生とかだと三十幾つの業種があるんですけど、それもどんどん人手不足のところにはふやされてくると、枠がどんどん広がっていきます。技能実習生の場合は、私の会社もいてるんですが、会社がある程度、管理します。受け入れ組合、送出し企業、受け入れ企業3者で管理していくんですが、この特定技能に関してはそれが一切ありません。自分で申請して、自分で入ってくるというようになっていきます。ビザの申請も自分でやらないとだめだという形になってきて、住民税も発生すると思いますし、町に相談に来られる可能性もあるし、技能実習生の場合は職業を変えられません、会社を変えられません。特定技能に関しては、私、この会社が嫌やからこっちに行きますという形にもできるように認められていますので、そういう相談もひょっとして町に来られるかもわかりませんが、そういう対策というのは考えておられますか。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 住民課の方としては、窓口の部分になりますので、その辺でお答えさせていただきます。一応、外国人の方にとってはコミュニケーションがうまくとれない人が多いことから、転入、転出等の手続に関しましてもかなり時間がかかっていることや日常生活の面でも、生活のしづらさを感じておられる方も多いと思いますので、今後、外国人の増加に対しては、課としてはコミュニケーションツールの活用や通訳者の配置などを検討し、生活

情報の発信や相談窓口機能としての対策を強化していきたいと考えております。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。先ほど言いましたように、今後5年、10年ぐらいで外国人労働者がどんどん増えてくるような形にはなってくると思いますし、甲良町で空き家がいっぱいありますし、空き家を貸してくれという問題も企業側から言ってくる可能性もあるので、そういうことは対応される可能性はあるんですか。外国人に空き家を貸すとか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 空き家バンクというのを運営しております、その方で外国人に貸すとか日本人に貸すとかそういった決まりはございませんので、一般的な貸し付けは進めてまいりたいというのと、また国際化の観点からもそういった事業については積極的に取り組ませていただきたいと思います。

○丸山議長 田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。人口減少で逆に外国人が増える可能性があるので、そこら辺はいろいろ対処していただいて、町の方もいろいろとありますので、住民とうまくできるようなよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○丸山議長 田中議員の一般質問が終わりました。

ここで昼の休憩に入ります。13時30分から再開します。

(午後0時00分 休憩)

(午後1時30分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

3番 山田充議員の一般質問を許します。

3番 山田充議員。

○山田充議員 3番 山田充です。議長の許しを得たので、一般質問に入ります。

先の議会で北落の拠点整備に1億円以上の投資をする提案がされたが、1年、2年で10億円以上の収益が上がるのか、その根拠を説明してください。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 先の3月議会の全協で北落地先の拠点整備について説明を申し上げました。3カ年の事業経費につきましては、1億1,000万円、うち国庫補助が5,250万円ということで、そういった形で事業を執行させていただきたいと説明させていただいたところでございます。ほかの拠点も同様でございますけれども、この一、二年で収益が上げられるものではな

くて、国の制度上も3年でそういった拠点が独自の運営の道筋をつけていただけるように事業を支援するものでございまして、単純な利益追求だけではございませんでして、地域の活性化を図る性質の事業ということで、そういった形でより町を活性化していき、町の付加価値を高めていく事業ということで説明申し上げたところでございます。

○丸山議長 山田充議員。

○山田充議員 このようなことを考えること自体、全ての公務員は全体の奉仕者であることが理解できていない証拠。町長に判断根拠の説明を求める。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 事業の中身につきましては、企画監理課長が申し上げたとおりでございます。過去にそれぞれの拠点、創生事業で整備をしてまいりました。それぞれ運営は自助努力を願っておりますが、さらにというところにも移っておりません。今回計画した次なる拠点の整備については、今までの利活用を含めて、今後の地域の活性化、それから甲良の魅力発信、運営主体がさらに運営方法を考えて安定的な運営ができるようにというような民活も考えた中での計画でありましたので、そういう根拠からこの事業を発想したものでございます。

○丸山議長 山田充議員。

○山田充議員 現在、呉竹の空き家の数は。

○丸山議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 平成29年度末に地元へ空き家実態調査ということで依頼いたしております。実施していただきまして、町で把握している件数は、呉竹地区14件でございます。

○丸山議長 山田充議員。

○山田充議員 また、その空き家の現状は。

○丸山議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 現状につきましては、平成28年度の調査した折に住宅不良度の判定も同時に行っておりました。当地区におきましては、緊急度の高い不良住宅の該当はありませんでした。調査対象物件は町営住宅の町管理物件以外ではございます。また、建物以外の敷地周辺の状況も、平成29年度末の地元調査で状況確認を行っていただいておりますが、管理が十分でないという案件については1件の報告は受けており、町としても確認をいたしております。

○丸山議長 山田充議員。

○山田充議員 町営住宅の現状は。

○丸山議長 人権課長。

- 中川人権課長 町営住宅につきましては、まず公営住宅が甲良町では58戸ございます。改良住宅につきましては全部で114戸整備しましたが、うち譲渡払い下げをしたのが37戸ありますので、今、町管理のものについては77戸でございます。そのうち公営住宅の空き家につきましては、13戸が空き家となっております。また、改良住宅につきましては返却をしていただいた部分あるいは長期の不在ということで整理しましたところ、16戸の空き家となっております。
- 丸山議長 山田充議員。
- 山田充議員 町営住宅の後で住んでいないところ、その管理はどうなっているか。
- 丸山議長 人権課長。
- 中川人権課長 公営、改良住宅ともに、改良は譲渡を受けた以外の部分につきましても町管理ということになっております。
- 丸山議長 山田充議員。
- 山田充議員 それと小川原の東川原の空き家の土地は、使用する目的があるのか。
- 丸山議長 線路沿いの跡地のことを言っていると思うが、利用は後は何を考えているのか。人権課長。
- 中川人権課長 小川原の東川原地域にありました公営住宅の除却をした跡地のことやと思うんですけど、除却してからおよそ5年ぐらい経過しております。これまでも人権課の中ではいろいろな検討はされているみたいですが、町全体あるいは公式にこういうふうにするというところまでの検討にはまだ至っていない状況で、いつまでも放置するわけにはいきませんので、今は草を刈って、毎年、維持管理をしているだけということで、無駄なことにもなっておりますので、そのことについては早急に検討を進めていきたいと思っております。ただ、役場だけでどうこうするということができませんので、地元あるいは住民さんの意見もふまえて、利活用については検討していきたいと考えています。
- 丸山議長 山田充議員。
- 山田充議員 町長にもちょっとその辺を聞いておきたい。
- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 人権課長が申しあげましたように、除却後の利活用に踏み込んだ協議ができておりませんので、また県とも、現地を見ていただいて協議をしながら、どういう利活用がいいのか、またプランをお示しできるようにしていきたいと思っております。
- 丸山議長 山田充議員。

○山田充議員 住宅の有効利用をするため、行政はどのような施策をしているのか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 住宅ということで、一般の家庭の住宅という形でお答えをさせていただきます。行政の方では昨年の10月から空き家バンクという形で制度を開始させていただいておりまして、一般の住宅があきましたら、その方が空き家として登録をさせていただきまして、借りたい方と貸したい方とのマッチング事業という登録制度を事業としてさせていただいております。しかしながら、現在、登録状況もまだ1件ということではなかなかない状態ですので、今後、事業を進めていくために、この5月に税務課の方から固定資産税の通知をしていただいたときに、空き家バンクのチラシ等を同封するなど、今後、周知を図っていったり有効利用に努めたいと思っております。

○丸山議長 山田充議員。

○山田充議員 空き家対策の施策はどのように進め、現状はどうするか。現実行政として何もしていないから、近隣の住民から苦情が出ている。早急な対策実施を求める。

○丸山議長 人権課長。

○中川人権課長 今おっしゃっているのは、改良住宅等の空き家になっている部分の管理のことやと思うんですけど、草木が生い茂って管理が行き届いていないということなので、住民さんからの苦情もあるというのは伺っております。そのことについては先ほど言いましたように、町管理ではありますが、実質は契約して家賃を払っている方が日常の管理をしていただくのが基本ですので、一応そのあたりをやっていただけるようにというのは、文書で指示をしたりしています。ただ、それでも放置されますと近隣の方に迷惑がかかりますので、一時的に町の方が除草するなどして対応はしていきたいと思っております。ただ、その場合においても経費については個人負担ということを求めていく必要があると思っておりますので、理解をよろしくお願いしたいと思っております。

○丸山議長 山田充議員。

○山田充議員 現在、訴訟の対象となっている租税債権の問題に関するが、裁判で出されてきた町側の資料には、税額や税の種類、納付期限等が書かれているが、氏名、住所は空欄になっている。ここが問題であり、真面目に税を払っている町民がいて、一方、税をチャラにしてもらっていた町民がいる。このような不公平なことが許されていいのか。

○丸山議長 税務課長。

○西村税務課長 この件につきましては、山田議員も質問の中で述べられまし

たとおり、現在、訴訟中ということですので、回答につきましては控えさせていただきます。

○丸山議長 山田充議員。

○山田充議員 氏名を公表すべきではないのか。

○丸山議長 税務課長。

○西村税務課長 氏名の公表ということにつきましては、訴訟関係なく、一般的に個人情報ですので公表することはできません。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 山田議員がおっしゃっている納税の公平な義務について、不公平があるのではないかというご指摘のもとでの質問だと思っているところがあります。いずれにしても税務課長が言葉足らずやったかもしれませんが、個人のプライバシーに関する情報については保護されるということで、情報公開条例の中でもそういう決めがございます、個人の情報であるから氏名を公表しないということですので、ご理解いただきたいと思います。

○丸山議長 山田充議員。

○山田充議員 これらの対象者や過去の税金等の不納者が役場職員やその家族、また議員の中にいるのなら、即解雇か罷免の処置をするべきと考えるが、対象者はいるのか、いないのか明確な回答を要求する。

○丸山議長 会計管理者。

○宮川会計管理者 対象者の有無につきましては、回答を差し控えさせていただきます。基本論として納税者等の利益を保護し、行政の円滑な運営を確保するため、一般に公表すべきではないものとするものです。このことにつきましては、当時の自治省通知および地方公務員法第34条の守秘義務などを勘案した上での認識をこちらは持っております。

○丸山議長 山田充議員。

○山田充議員 町民の中に不納者がいるとしたら、個々の状況は異なると思うが、ほんとうに生活に困窮し不納になっている家庭があるのなら、その救済対策は行っているのか。

○丸山議長 会計管理者。

○宮川会計管理者 救済対策といたしましては、甲良町の滞納者に対する生活困窮者に充当する不納者があれば、その生活に準じた納税相談など行政サービスの範囲内で行っております。

○丸山議長 山田充議員。

○山田充議員 自分の質問は、これで終わります。

○丸山議長 山田充議員の一般質問が終わりました。

ここで、また山田充議員は病気のため退席されますので、どうぞよろしく

お願いします。

次に、10番 建部議員の一般質問を許します。

10番 建部議員。

○建部議員 私は今日は1つの質問、野瀬町長の選挙と金を問います。この金というのは漢字で書いていますけど、申しわけないですけど、カタカナでカネとふりがなを打っておいてほしいんです。

野瀬町長は今回の選挙に推薦も受けていない団体を虚偽の公表をして、そしてその選挙の終わった後の収支報告書には、でたらめなうそ、俗に言う虚偽の報告をした。そのことがもとで、ある支持者から300万円、いやほんとうは400万円超と言われていた。しかし、現金は300万円、あと立てかえ払いとか物品でもって支援を受けていたということがわかってきましたが、そういった選挙に使ったお金の流れ、そこに大きな疑義があるため、私はこの質問をします。

まず、平成29年の10月の町長選挙において、野瀬喜久男後援会という政治団体があるんですが、そこに寄付金を120万円受けているということがきっかけ。それから、強力な支持者から200万円、またある人には100万円という300万円のお金を借りて、それ以外に後でも申し上げますけど、食料費51万5,000円の立てかえ払いや、また選挙に使う用具、賄いそういったものの領収書が存在していませんけれども、数十万円にわたる支援を受けている。合計、実に五百二、三十万円のお金の支援を寄付金なり、立てかえなり、貸し付けなりという形で受けてきた。そのお金が全て選挙に使われているとしたら、公職選挙法で定められている191万円を超えると、その制限額に達して、これは大きな罰則規定があります。

そこで、そのうちのまず1番。野瀬喜久男後援会を継続するために受けた寄付金、120万円が実は消えている。そこで確認をします。この時期は、前回の選挙に落選した直後、次どうするんやということは29年10月に行われた町長選挙に対してどうするかという意思表示のときに、次も出ると。それなら野瀬喜久男後援会の継続はしていかないかんというので、そのときに2人の方から120万円の寄付を受けていると、いうふうに今までの委員会での調査とか、それではっきりと聞いてきましたが、ここで確認です。野瀬町長、その寄付は受けましたか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 寄付は受けております。答弁させていただいていいですか。

○建部議員 いいや、あとは私が聞きます。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 寄付は受けたと認めています。その寄付を受けたお金の使い道、

4月10日の重点記録で見ますと、120万円、確認しないとわからないと答えている。そして、同じく精査しないと申し上げられない、確認をすると。その120万円は何に使ったのかと聞いたときに、そういう答えが出ている。この120万円は何に使いましたか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 少し25年の選挙と29年10月の選挙が時経過でわかりにくくなっております。120万円は質問上、消えたのかということをお尋ねしておりますが、消えてはおりません。平成25年に野瀬喜久男後援会のために、川村氏から100万円、上田栄一氏から10万円、上田栄一氏にかかわる農業組合法人サンファームから10万円、その合計が上田栄一氏として20万円という言い方をされております。いわゆる上田氏の20万円については、平成25年度の野瀬喜久男後援会の収支報告の収入に計上されています。川村氏の100万円については、私から当時会計責任者に渡しましたが、川村氏からの入金を伝達できていなくて、預かり金として会計責任者が処理をして、そのままになっておりました。この100万円につきましては、平成29年分に会計処理がなされております。平成29年の収支報告に、野瀬喜久男からの寄付金99万5,865円とあるのが、当時、川村氏からいただいたお金であります。

このような処理になりましたのは、平成25年に川村氏から100万円を受け取った際に、会計責任者に誰からのお金であったか、私をはっきり伝えなかったために会計責任者は預かり金として処理をしておりました。平成26年度以降、野瀬喜久男後援会の会計は閲覧されまして、繰越金と預金利息ということで、ほとんど動いていなかったのも、そのままになっておりました。平成29年度に野瀬喜久男後援会の会計が動いて、預かり金のままだったので、私からの寄付金として会計処理をしたものでございます。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 私がこの質問通告書を出したのは23日、24日にはもう既に町長はこの質問の要旨を見ている。それから、1週間以上の日数でもって、ようもでたらめな、いいかげんな説明を考えだしたもんだね。うそもこれほど精練と述べられると、これは何て言うんだろうね。

まず2人から120万円借りたのは、25年10月の選挙に負けた直後、私は1月から3月の間だと。なぜならその会計は3月締め、25年度の会計、その中に川村さんと上田さんは既に25年の10月の選挙で使い切ってしまった野瀬喜久男後援会の残金、繰越金が1円も残っていない、次も出るんだったら、野瀬喜久男後援会は継続せないかんという県の指導もあって、そこ

にその120万円の借りたお金を野瀬喜久男後援会に入金された。そのことが平成25年の3月末の25年度の収支報告書には、ほんとうは寄付金120万円として繰越金で残しておかなきゃならないお金。それが26年たっても、27年たっても、28年たっても後援会の事業は何一つしていない。後援会事業はない。やっと29年になって選挙の前になって、この金が動き出している。

要するに25年末から120万円の寄付金を受けてから、後援会活動がない、なのにこれは西澤さんが調べていただいた後援会の収支報告書、残念なことに3年間しか出てこなかったけれども、27年度の前年度繰越金10万9,913円になっている。なぜ120万円というお金の寄付金がありながら、わずか繰越金が10万9,000円なんですか。それを25年度の末、要するに26年の3月までにいただいているお金が動いたのが29年だから、それを会計に預けたとか何とかいって今いろいろでたらめなうそっぱちなそういう経過を説明しているけど、実際は25年度末、26年の3月までにいただいたそれがこっそり後援会活動も何もしていなかったら、前年度繰越金として残っていないかん、そのお金は。ようやくそのお金が動き出したのは29年になってから。それまでは当年の収入額が利息、利子だけが178円、120円が入金されていると。120万円のうち27年度では10万9,000円という、それまでに若干の利息がついても約10万円ほどが残っていて、あとの110万円がなくなっている。何に使ったんだ。答えなさい。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 ただいま答弁したとおりでございます、会計責任者が預かり金として保管をしていたものでございます。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 26年の3月までに預かった120万円が29年になって初めて預かり金として処理をしている。その間、誰がそのお金を保管していたか。この後援会の会計、通帳を自由に出し入れできるのは誰。町長自身だけじゃないのか。上田会計はそんな権限はないよ。答えなさい。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 上田会計責任者であります。私は一切、出し入れはかかわっておりません。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 皆さん、聞いといてください。こういうことです。一切、野瀬町長には出し入れの権限がないと。上田会計、選挙のときは出納責任者、それが唯一、後援会の会計がさわれると。上田会計がその110万円の消えたお金を何かに使ったと言っているんですかね、町長。

- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 使っておりません。
- 丸山議長 建部議員。
- 建部議員 なぜ後援会の前年度繰越金が109万円なん。後援会活動は何にもないんだよその時期は。少なくとも29年まではないの。そうしてとことんうそを突き通すなら、それでもいい。だけど、現実そのお金がなくなっている。私は前の委員会のときに、このお金はひよつとしたら使い込みがあって、ある裁判の弁護士費用に使われたんじゃないかということを開きかけた。今でも私はその思いがあります。川村さんから100万円、上田さんから20万円、寄付をいただいたお金が、上田会計、出納責任者によっていつの間にか消えているという結論になるわけだけど、現に毎年出している収支報告書には、一切そのことが書かれていない。寄付金として120万円の入金がない。これは一体どう説明する、それは今、野瀬町長が言ったその後援会の通帳、お金の出し入れは一切、権限がないので使っていない。じゃ、上田出納責任者が全てそれを差配しているというなら、上田会計を、これは今度、今は調査委員会になっているけど、ほんとうは100条委員会でもして徹底して、これは上田会計にも証人喚問せないかんぐらいの事象になってきましたね。私はてっきり120万円は受けましたと、先ほど言った、それは認めた。じゃあ、そのお金を何に使ったのかと、何も使っていませんと。どうして消えているのか、わかりません。そして、そのお金は上田出納責任者が全て出し入れしている、管理をしていると。私は一切かかわりがないと。そのことをほんとうに今、断言しますか、もう一度、聞きます。
- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 冒頭に申し上げましたように、なくなってもおりませんし、消えてもおりません。
- 丸山議長 建部議員。
- 建部議員 寄付金を受けたのは事実だな。あんたが受けたんだから。
- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 いただいたのは事実です。
- 丸山議長 建部議員。
- 建部議員 わかりました。これでもってその120万円の金が消えたことは事実。この調査は絶対、何かの形でやってもらわないかと私は思っています。

それから、2つ目。上田氏から選挙3カ月前の7月中旬に借りた200万円、何に使ったのかということですが、これは今までからいろいろ説明がされていきましたね。うち100万円、報告書では93万円になっている、選挙

運動に関する収入および支出の報告書は自己資金と記入している。選挙資金の報告書は、公職選挙法では選挙告示、告示というのは平成29年の10月24日以前の収支、その24日から10月29日の選挙の告示日、その5日の収支、その選挙が済んだ後、そのことの収支、選挙前から、選挙中から、選挙後を含めての収支を報告することになっている。それも15日以内に報告をすることになっている。そして、その収支報告書には真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。うそではありません、事実でありますという文書を添えて収支報告書を選挙管理委員会に提出することになっている。

最初の報告81万円、食料費に至っては1,900円。よくもそんなうそも見え見えの、偽計も偽計、虚偽、そんな報告書を出しておきながら、この議会では事実、報告書のとおり相違ありませんと。報告書のとおりであります。3人の議員に対してそういう答えをした。もちろん私も聞きましたよ。それが12月6日、7日の一般質問での話。そのわずか20日後の12月27日、28日にわたって、いや、これは間違いでした。次に出されたのは110万円の報告書。そこにはちょっと食料費が上げてあった。でも最初の報告書も訂正をしたという報告書も真っ赤なうそ。その報告書に93万某は自己資金ですと報告している。この上田さんから借りた200万円、その200万円をそこに充てたんじゃないのか。収支報告書には自己資金、野瀬喜久男個人の金として報告がされている。借りた金を自己資金として収支報告書に記載している。野瀬町長、間違いないね。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 収入は自己資金としてあります。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 川村さんから借りた200万円、少なくとも貸付金、要するに借入金になるわけだ。それを自己資金として報告するというのは、借入金としてなぜ報告ができなかったのか。自己資金とする理由があったのか。現実、その200万円の金の100万円をそれに使っている。それは事実ですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 200万円のお金の使途ですか。

○建部議員 200万円のうち100万円を自己資金として報告書に書いたのは事実か。

○野瀬町長 そうです。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 これは白状しましたね。借りた金を自己資金として報告したと。皆さん、これが事実です。もう一つ、上田氏から借りた200万円の100

万円はそれに使った。あとの100万円は何に使ったか、教えてください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 上田氏から7月にお借りをしました200万円、100万円は今言いました会計責任者に預けたお金でございます。50万円は供託金に使いました。あと40万円は生活費、10万円は使わず、そういう状況でございます。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 供託金50万円、その供託金は返ってくるからな。そこで残り100万円、野瀬喜久男後援会に野瀬喜久男から寄付がされている。それは野瀬喜久男後援会の29年度の収支報告書の中に99万5,875円収入がある。その99万5,875円は、野瀬喜久男が後援会に寄付したと書いてある。上田さんから借りた残りの100万円はそこに充てたんじゃないのか、町長。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 冒頭に申し上げました、預かり金で後援会の会計が残っていたというお金でありまして、私が新たに後援会に寄付をしたというものではなくて、寄付扱いの処理がされたということでございます。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 自分が寄付したんじゃない。帳面上、寄付扱いにした。おかしいことを言うね。ちょっと話はそれるけど。あなた、きのう、おとついの全協で、例の第三者委員会を受けて見解を出しました。これは令和元年5月24日に、この第三者委員会報告書を受けての町長見解というのがある。その中に書いてある。これはきのうの読売新聞にもそのことが掲載されている。町長は公正で誠実に職務に当たると、主にコンプライアンス遵守、いいか、法律を守るということだよ。お前のやっていることは何だ、これ。主にコンプライアンス遵守と職員力の向上に努める、このように堂々と見解で書いている。今の答弁は何。公正で誠実に職務に当たっているつもりか。法律を遵守しているつもりか。いいかげんにしとけ。もう正直に答えないというのはわかっているから、次の質問に行く。

平成29年10月19日に、今度は川村さんから軍資金が切れましたとねだって100万円、その日に借りている。この金は何に使ったのか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 言えますのは、選挙には使っていません。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 10月19日というのは何の日かわかるか。告示が24日だよ。

10月24日、その5日前に既に川村さんから借りた200万円は使ってし

まったので、軍資金が切れましてと言っている。5日前に選挙に使うためにお金を借りに行っている、軍資金が足りないと言って。そのお金を選挙に使わずに何に使ったのか、生活費に使ったのか。委員会でそういう答弁もあったわ。もう一度聞く、この100万円は何に使ったか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 それはプライベートなことであります。また言いますとうそだと言われますので、手持ち資金として私の手元にありました。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 次、4番に関連するけど、野瀬喜久男の資産公開に、借入金300万円と記載、訂正をしましてと委員会で答えている。そのときに生活が苦しいので、生活費に使ったと言っている。そして今まで答弁してきたんだけど、その答弁に大きな矛盾がある。平成30年8月23日には、その300万円は全額選挙に使い切りましたと、あんたはこう述べている。それが8月23日だ。そして、10月に入ると借入金300万円、いやそのときは400万円超というお金を借りているということ、そして81万円の収支報告書が全くのでたらめで、虚偽の報告であったことが判明してきた。そのときには今度はそれを使い切ったと言いながら、その10月以降は300万円借りたのは事実、資金力不足で借りた、後ほど点検したら生活費にも使っていたので、議会にそのように報告したと、4月10日の委員会ではこのように答弁している。何だよ、これ。

300万円借りたのは事実、資金力不足で借りたが、後で点検したと。後で点検とはどういうことだ。もう既に収支報告書が出されて、それは虚偽ということはわかったけれども、後で点検したらと。そして、選挙資金として借りた300万円はプライベートなお金と報告しましたと。借りたお金をプライベート、自己資金として報告したと。自己資金として報告したもんだから、プライベートとしたと。そこまで言っているんだよな。これって全くのうそっぱち、虚偽じゃないのか。300万円は過去の穴を開けた使い込んだ穴埋めとか、そしてその選挙をするについて金がない、そのために選挙費用に使ったのは事実。そんだけのお金を使ったということならば、公職選挙法で定められている法定金額を超えることになる。これは事実は述べられない、うそをつかないかんというそんな思いじゃないのか。生活が苦しいからと。最初は生活困窮者の部類に入ると、ちょっとその表現が適切でなかったということから、今度は生活が苦しいから、その300万円のほとんどは生活費に使ったと、そういうように委員会で言っているんだよ。委員会で言ったことは事実だね。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 委員会で言ったことは事実です。そして、300万円をお借りしていただきましたので、8月23日ということが出ましたが、何に使ったんやということでしたので、ひっくるめて選挙ということは言いましたが、実際は答弁してきた内容で、生活が苦しいことは事実でございます。以上です。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 選挙前に借りた7月の中旬、それから川村さんには10月19日に借りた、すべて選挙のほんとうに直前、そのときの生活が苦しいから、その300万円の大半は生活費に使った。そのときに野瀬喜久男個人としてその選挙資金は幾ら用意した、実際1円も使っていないんじゃないのか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 それは私の資金繰りでございます。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 いずれにしても、今さら正直に答えられるかいという感じでおられる。でも、この金を受けた時期、そして出してきた内容から見ると、もう間違いなく一部は私的に使われていますね。そして、私的流用、私は使い込みとか横領とかいう表現を使っているけども、その補填のために野瀬喜久男後援会には26年の3月までに受けた寄付金を29年の末に野瀬喜久男後援会の中に野瀬喜久男個人の寄付金として99万円入れている。何年たってそれを補填しているのか。それも借りた寄付金を野瀬喜久男と、個人の寄付金として偽ってそれを計上している。こんな不正が許されるか。

次、5番目です。投票日前2日分の弁当300食、これは29年の10月の27日と28日の弁当300食。28、27は、そのまかないをしている会場が選挙の投票所になることから、その会場が使えない、だからそこでまかないの人をお願いすることができない。だから弁当を頼んでいただけないと、これは川村さんの陳述から見たら、野瀬喜久男本人が、その日はこうして使えないから2日間で300食用意してくれないかと頼みに行っている。でも、委員会ではそれを否定した。奥さん、嫁はんと当時のことを思い起こしたけど、その弁当を頼んだ覚えがないと。重点記録の中にはそのように書いてある。これって実際に弁当は思い当たるふしがないと言うんだから、町長、300食の弁当は27、28日、仮に150食ずつにしても、その弁当はなかったのか、あったのか、どちら。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 あったか、なかったかは記憶にございません。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 皆さん、聞いてや。これはな、その弁当を食った人もいるんだよ。あんたも食ったんだ。いいか、その弁当を運んできた長寺のある業者が車で

運んできたとき、あんたはバック、バックと弁当を食べるところまで誘導している。そんな事実があるのに、覚えがないと、そう言うと思っていた。いいか、これだけじゃないよ。

この300食という弁当は、公職選挙法では1食1回につき15食、仮に1日、朝、昼、晩と3食あったら、45食。1日弁当として購入できるのは45食と決められている。1日、150食、これは全く公職選挙法違反になる。だからそのことも知っていたとおりで、これはいただきましたと言えない。事実は食べましたは言えない。だから、あえて覚えがありませんと、嫁はんと相談して、そのときのことを思い起こしても思い当たるふしがない。最後、どう言ったか知っているか。それは川村さんが勝手にしたことやと、勝手に申し込んで、勝手に金を払って、その領収書をお前のところに突きつけたと。そうじゃないよ。その300食じゃない、当時51万4,513円というお菓子から、そういう弁当から、そして、当選した夜の祝勝会、そのときのまかない含めて51万4,513円の領収書を添えて、これは野瀬喜久男後援会、いや選挙事務所に持っていつている。ほか川村さんはあと五十数万円ほど物品やら選挙に使われるいろんな費用を、これはもうお金をもらう、もらわん関係なくて支援をしている、だから当時、川村さんからも200万円超という数字はまんざらうそではない。実際に現金で借りたのは100万円であっても、100万円以上はそういった食料費や選挙に使われる費用に支援されてきた。それでもって200万円超という数字が出た。それを思い当たりません、食べた覚えがありません、これは川村さんが勝手にしたこと、祝勝会での写真で出ていた鯛の活け作りか何か知らないけど、そういうまかないも一切あずかり知らない、川村さんが勝手にしたことと言い切る、覚えがないと。こんなやつが誠意を持って、コンプライアンス、よくもぬけぬけとそういうことが言えるよな。公正で誠実に職務に当たると書いてある。何だこれは。

最後、私は今まで聞いてきているけど、何一つとして間違いありません、申しわけない、謝罪がちょっとでもあるかということ期待したけど、なかった。全て否定をされて覚えがないという結論になってきた。でも、この選挙に候補者、野瀬喜久男は幾ら金を使ったのか、日々の生活が苦しいから選挙費用までもない、ただ上田さんから借りる200万円、せかつかして、上田さんが金を手続するのを、尻をついていつて確認をして振り込ませて、川村さんには選挙資金が切れまして、選挙の告示の5日前にそんなことをお願いに行っている。そういうことをしながら、全部、生活費に使いましたと。一部、選挙に使ったと。私は、この選挙、借入金を自己資金と偽って報告し、開けた穴を戻すなどのやりくり腐心して終始したと、そのように私は思っ

ています。これに対して反論はありますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 そうではないということだけ申し上げます。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 そうやな、今さら認められるわけがない。認めたら大きな罪を犯したことになるからな。絶対に口が裂けても、それは言えない。それはわかっている。最後に、これらの罪、不祥事、やっぱりけじめをつけなきゃいかんでしょ。何回も言うけど、公正で誠実に職務に当たる、あんたはその素養がない。それだけの人格、人間性が欠落している。大きな支持を受けた人を平気で裏切る、その行為に泥を塗るような、覚えがない、相手が勝手にしたことや、わし、そのめしを食ったか食わんかもわからん覚えがない、そういう答弁しかできない。その罪、この不祥事にけじめをつけないかんです。けじめ、どういうことか。いいか悪いかのけじめ、区別をはっきりさせるといことがけじめだと。もう一つは、過失や非難に対して、明白な形で責任をとる。自分の起こした罪、不祥事、皆さんに迷惑をかけた、また非難を受けた。そういう過失に対して、明白な形で責任をとるといのがけじめ。その責任とは、辞任してけじめをつけるしかない。けじめのつけ方は辞任しかない。そのことを申し添えて、私の質問を終わります。

○丸山議長 建部議員の一般質問が終わりました。

ここで15分間、休憩します。

(午後2時32分 休憩)

(午後2時50分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番 西川議員の一般質問を許します。

9番 西川議員。

○西川議員 議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

まず初めに、町民大学についてお伺いします。講座の案内がどうなっているのかということをお聞きしたいのですが、知識を深めるために楽しみにされている方が、高齢者の方ですけど、早くやってほしいなということをおっしゃっているんですが、どうなっているのでしょうか。

○丸山議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 町民大学ですが、講座の内容やテーマについて、これまで老荘大学でいただいておりますご意見やアンケートを参考に、関係機関との連携や他の課との業務との関連を考えた講座が開講できるように、講師依頼や日程調整を行いました。8月から1月までで5回の開催を予定しています。講座の案内を来月の7月号の広報こうらでお知らせする準備をしております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 継続してやっていただけるものと思っておられた方が、名前が変わるだけで一般市民まで解放するということがあったんですから、早くやってほしいと思っておられましたので、その辺ひとつよろしく願いしておきます。

そこで、ちょっと教育長にお尋ねしたいんですが、昨年度までやられていた老荘大学そのものは、教育委員会の方も言われましたように、参加者も多く成果がありよかったということ判断されていたと思うんですが、なぜやめられたのかということを知りたいんですけど。私らに聞こえてきた中には、中止にした理由は町老人クラブ協会が協力しないからやめるんやという、いかにも老ク連の方が悪いことをしたみたいなこと言われているんですが、老ク連はそんな悪いことは一切しておりませんので、その辺のことはちょっと払拭していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 老荘大学のことについて、町の連合老人会の方の、今議員が申し上げられた内容については一切聞いておりません。さまざまな方からのご意見を頂戴いたしまして、広く町民全体にお声掛けをさせていただいて、学ぶ機会を設定するという、そういう意図のもとに町民大学として開催をすることを考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そもそも老荘大学そのものの発信は、老ク連のためではなく高齢者、老人全体、一般だったと思うんですよ。この発想をされたときは。その辺のことをやっぱり忘れずに、全体の方が参加できる組織にさせていただきたい。私はそういう組織であったと思うんですが、いつの間にか老ク連だけに頼られてしまっていると。教育委員会の方が頼ってしまっていたというのが現状だと思うんですね。その辺は改めていただくように、今後やられるにしても、やはり大学に来られる方が中心になってやっていく、いろんなことをやるというようにしていかないと、教育委員会が協力して、その方向にいかないと人任せみたいなことでやられると長続きしないと思うので、その辺はひとつ肝に銘じてやっていただきたいと思います。

それと次に、2番目の会場の問題があるなら、冷房がきいていないから夏はだめだろうと思うんですが、保健センターなり、呉竹センター、長寺センターも広いところがあるわけですから、何人ぐらいの方を想定されているかもわかりませんが、早いことその辺はお知らせして、対策を練っていただきたいと思いますが、その辺はよろしいですか。

○丸山議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 ありがとうございます。8月、9月の開催は保健福祉センターで、あと10月からは甲良町の公民館の方で開催を予定しております。ただ、公民館の修繕等で支障があるときは、またおっしゃってくださっているようにいろんな会場を検討していきたいと考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 私は見たことがないので、図書館の2階がどんなことになっているのかとかいうのもあるので、夏場の暑いときやったら、窓を開けっ放しにしたら結構涼しいんやろうと思うし、その辺のところも考えていただけたらいいかなと思います。

次の施設の利用料金改定についてということで、前々からお願いしているんですが、総合運動公園、道の駅、芝生広場でのスポーツ利用時の使用料金の徴収の検討状況はどうなっているかお聞かせください。

○丸山議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 近隣の使用料の免除の運用状況などを調べて、減免基準の案を定めました。社会教育委員会や教育委員会で意見を伺って、今月6月21日の教育委員会で諮っていきます。承認後、またお知らせをしていきます。利用者の方にも見直しを実施していくこととお知らせして、承認後は通知などをしていきます。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 道の駅の芝広場の関係でございますが、道の駅の芝広場につきましては、あそこは調整地を使用しての芝広場でございます。また、道の駅に立ち寄った方が、あそこは休憩のスペースとして利用をしていただくということの一環でありますので、全面的に利用をしていただく、貸し切っていただくということは想定しておりませんので、料金を徴収するということは現在、考えておりません。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 利用料金を徴収しないというのは、町民がやる場合はいいと思うんですよ。町外の方が利用する場合にどうしていくのということを私は前から言っているんですけど、その辺のところでは利用者が来て、帰りに道の駅で買い物していくからええんやという判断なのか、やはりそういうことは運動公園とかみんなあわせたような形でやっていくことを考えていかないかんと違うかということをお前々からお願いしておりますが、いかがですか。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 ちょっと道の駅に関連してになるんですが、あそこは道の駅でございまして、休憩の機能、情報発信の機能、地域連携の機能という3つを合わせた機能でございまして、あそこはドライバーの方が休憩をするため

の施設、その前提が一番でございます。グラウンドゴルフ等で使用されるということになりますと、以前からもそういうのを聞いているんですが、駐車場がもういっぱいになって入れないというようなことも聞かせてもらっていますので、基本的にあそこを全面的に、先ほど言いましたように貸し切ってご利用いただくということは想定していないということで、料金について芝広場につきましては、もうそういう料金をとるとか、町外の人、町内の人関係なく、貸し切っていただくとということは想定されず、皆さんがいろんな形で使っていただくということで進めていきたいと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 前町長は毎日、毎日貸し切るんじゃないと、やっぱり集落全体に回って行って、グラウンドゴルフなんかで利用してもらったらいじゃないかと。ただし、子どもさんが優先で土日はだめだとか、そういうことを考えておられて、そういうことを言われていたはずなんですよ。その辺のルールはどうなっているかというのをもう一遍、再検討していただいて、改めていただきたいと思います。あそこを整備するのに年間100万円近くかかっているわけでしょ。芝刈り機の機械を入れていくために。やっぱりそういうことの問題も考えあわせとかなないと、ちょっといかなのじゃないかなと思いますので、再検討をひとつよろしく願いしておきたいと思います。

それから次に、町長に聞きたいんですが、先ほどから言っている税収不足の町なので、こういうところでやっぱり町の総合グラウンド、野球だとかグラウンドゴルフだとか、そういうことをやっていくためには、やられた人に料金をいただくと。町民をとるかどうかというのはまた3番目の方で言いますが、この間も5月17日、老人クラブのグラウンドゴルフをやった後、我々はちょっと後始末をして休憩していたんですが、そのときに彦根から来て、何組かがグラウンドゴルフをやって帰っていくわけですよ。そのときに聞いていたら、老ク連はそこでやっていました。だけど、一般の甲良町の人が荒神山に行ってやっているんです。そのときに料金を払っているわけです。皆さん、払ってやって帰ってきたと言っているわけです。甲良町はただなんですよ。それも勝手気ままに、許可を得ているわけでも何でもない。やはりそういう縛りは入れないとあかんと思うんですが、町長いかがですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 ご指摘の課題については、教育委員会の方で検討いただいて、減免規定をはっきりさせていこうということにしておりますし、それから、町外の利用者についての基準については、他市町の状況も把握して、それらを参考に甲良のルールを決めていきたいと思っています。

もう一つは、町内のスポーツ団体、青少年も含めて、育成という視点では

やっぱりスポーツ推奨、レクリエーション推奨という意味で積極的に使っていただくということで、基本的に町内の方については優先をして自由に使っていただきたいなど、このことは私も推奨していきたいと思います。これは、オリンピックがありますし、国体も来ますし、全体にそういうスポーツムードは上げていきたいと思っています。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 町長が言われるのは、利用することは大いにいいことだと思うんです。私は甲良町の人にどうのこうのと言っているわけじゃなくて、町外の人に対して、やはり税収不足の町なので、よそは現実を取っているわけですよ。多賀町も取っています。やっぱりその辺のところがあるので、そこは考えていかないと、経費はかけているわけですし、そのところを言っているんですが、いかがですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃる趣旨をもう一度、行政の内部でルールをつくっていきたいと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 次の質問に入るんですが、グラウンドゴルフで町民からも徴収されている市町があります。年間幾らの契約だとか、1回幾らだとか、利用計画もやっておられますし、大滝の滝の宮のグラウンドゴルフ場なんか、年間幾らでやれますよとやられているのかどうかまでは知りませんが、年間幾らやと、1回は幾らというような形で、5回か6回やると年間契約した方がいいんじゃないかなというようなこともおっしゃっていましたが、そういうこともみんなやっておられるし、皆さんどこの市町でもただでスポーツができると思っておられませんので、先ほど言っていた道の駅の芝生のところも、何とかできるようにしてほしいということもおっしゃってましたので、私らも毎日、毎日、貸せと言っているわけじゃないと。やっぱりその辺のところこんなええところがあるのに、何で使わせてくれへんのかという希望もありました。その辺のところは調整していただかないかんわけですけど、料金も払いますよと、町民の方でもおっしゃっています。あそこはいいんだと言っておられますので、その辺のところも併せて検討していただきたいとお願ひしておきます。

次に、各施設の利用申し込み手続についてお伺いします。私のところにいるんなことを言われてくるんですけど、各種団体が公民館やグラウンド、会議室等の利用申込書を出しに行くんですが、各課によって決裁の仕方が違うと言われていますので、全体で統一していただきたいと。用紙は統一されているのかどうか知りませんが、その辺のところを統一していただけないで

しょうか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 様式につきましては、各課違いがございますが、決裁の通知に関しましては記載項目については大きな違いはございませんので、現在のところ統一というところは様式的には考えておりません。

○西川議員 ようわからん、もう一遍言うて。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 様式には違いがございます。出していただくところの違いがございますが、使っていただいて結構ですよという決定を出させてもらう様式もあるんですが、そこに書かれている項目については、どの施設につきましても大きな項目の違いはございませんので、様式的には統一ということは今のところは考えていないということになります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 大きな違いはないと言っていますが、違いがあるから市民は困っておられるんです。中身の内容は備考欄で変えたらいいわけやと思うから、その辺の決裁の仕方なんかは全部統一したものにしないと、教育委員会もほかの課も統一したものにしておいてほしいということをお願いしているんですが、できませんか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 決裁のやり方ということとと思われますので、こちらにつきましては役場として協議をさせていただきたいと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 いい方向へ持っていってもらえることをお願いしておきます。

それから、各種団体、大きな団体だとかというのは年間スケジュールは行政だって決められていると思うんですよ。そうすると仮予約ができないかという、締め切り期間があって、5月やったら4月の1日に申し込みなさいというような話が出てきて、それを四角四面に言われる方がいらっしゃるといようなことで、3月に前半に申し込みに行ったら、年間行事の中で5月にあるからとりあえず頼んでおこうということで頼みにいくと、これは4月しか受け付けられませんとはねつけといて、4月1日の昼前後に申し込みに行ったら、もう彦根市から入っていますよと、だからだめですと断っているわけですよ。そんなんおかしいんじゃない。やっぱりその辺は4月1日に5月分を受け付けるんなら、夕方まで待って、それから決裁を出すようにしないと、やっぱりそういうことは教育委員会の方であったことですが、やっぱりその辺のところは調整されたからわかっておられると思うんですけど、市民にとってみたら何で彦根市が優先になるのということがありますので、そ

の辺は考えを改めていただきたいんですが、いかがですか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 年間で先の方のスケジュールを予約してくださるといふこともありますので、そこは柔軟な対応をさせていただきたいと考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 彦根市というても、行政が依頼してきている話だとかどうのこのやったら、またそれはいろいろ差があるでしょうけど、民間の関係だとか、普通の団体だったらやっぱり地元優先ということをやっていたらいいなと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。早い者順やとかと言われると、もう今度8時半までに並びに行かなんたらもうあかんとか、そんな話にもなりかねませんので、そういうことのないようにやっていただきたい。皆さん、年間スケジュールで仮押さえができるんなら、やっぱり提出させてもらって、その中でおさめていただくと。その中で忘れていませんかぐらいの優しさがあってもええんじゃないのかなと、私は思うんですが、その辺はどんなもんですか。

○丸山議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 特に町の関係団体などのご使用については、相談に応じるなど柔軟な対応を心がけさせていただきます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 心がけさせていただきますと、ありがたいんですが、そこで四角四面にぱんとはねつけているわけですよ。そうするともうみんな気分が悪いわけや。何の仕事しとるんや、教育委員会という話になるわけ。町民のためにやってへんのかということになってしまうので、その辺はやっぱり柔軟な対応じゃなくて、やはり優しさでもって何とかしましようという方向に持っていかないと、いろんなことで苦情がどんどん上がってくると思います。

次、2番にいきます。それで決裁をした以上は、行事予定表のところにいると書かれていると思うんです。教育委員会の方は大概書いてあるんですけど、あとのところはあんまり書いていないですよ。やっぱりその辺も、受けた以上は受けた側が書かなあかんと思う。そんなもん頼みに来た人が書けとか、そんなもんじゃないと思うので、その日の行事予定表は必ず書いていかないとあかんと思うんですが、その辺はやれますか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 各施設でのその日の行事予定があるかと思いますが、各施設ごとに全体の行事予定は役場の方で書かせていただきます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 お約束いただきました。ありがとうございます。それと、各部屋の名前をわかりやすくしていただきたい。書いてある部屋がどこの部屋かわからへんということも言われますので、再度、改めて使う目的が変わっていると何かしてあるから、再度、名前をつけていただいて、みんなにわかるようにしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 また各施設の施設管理者と協議をさせていただきまして、変えられるところは変えていきたいと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 その次に、今言った町民負担のないようにしていただきたいということと、上から目線じゃなくて、町民に寄り添った形での実務の対応をしていただきたいということを言いたいんですが、これは課長さん連中に言っているわけじゃないですからね。若い人の方のことと思って理解していただきたいんですが、この部屋は利用したらだめですよとか言っているのは、さっきの名前の勘違い、職員の方が勘違いしておるわけですよ。登録してあるのは、こっちが登録しておるのに、この部屋は今日は使わせませんよとか、変なことを言うてくるわけです。やっぱりそうなってくると、こちらの行事がやりづらいと、そういうことがあるんですけど、その言い方が悪いと。この部屋は何で使っているんですかというようなことを言いに来ているわけです。やっぱりそういう言い方はだめでしょと、町民が使っているんだから、ご苦労さまですの言葉一つかけてくるとか、何かそういう姿勢が必要やと思うんです。若い人に今、そういうことが足りない。やっぱりそういうところをもっときちっと指導していただきたいと思うんですが、できますか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 議員さんにおっしゃっていただきますように、町民の方が施設を利用されるにあたりましては、利用者の目線に立ちまして、要望に全て応えるということにはできないかもしれませんが、できる限り利用者の意向に添えるように親切な対応をしていくように指導もしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 1つだけ、私があった例を挙げます。ハンドマイクの電池が切れたと。老ク連で持っていなかったから、これちょっと予備はないですかねと行って、そしたら、どこが借りにきましたかと。老人クラブやと言ったら、あきませんというて一発目に言ったわけや。その次に、あきませんてどういうことやと。金を払うたらええんやろとって、こっちも頭にきたから言うたわけです。そうなってきた、ばんとかましたから、いそいそと探しにいっ

て、あげくのはてはありませんと。予備もないんですよ。やっぱり単3の電池ですよ。そんな予備もないというのは、行政はだめだと思う、何ぞ事が起こったときに困るわけですから。やはり私は社協まで上がって、さらを貸してもらってきましたけど。後で返しますよと、当然そういうことやと思うんですけど。そういうふうに言うんですけど。とにかくそういうことを平気で言うてくるわけです。若い人の教育というのは、町長も総務課長、なっとらん、その辺はきちっとやっていただきたいと思います。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 ちょっと今の事例ですが、本人に確認しました。ちょっとニュアンスが違いまして、町の方が確認したときは、マイクの電池がないですよという話だったので、うちの課にもないですよと断らせてもろうたということだけしか聞いていないので、最初の対応まではちょっと本人の申告でなかったもので、その辺はちょっとおわび申し上げます。

それと職員研修の絡みですが、ちょっと監査委員さんの指摘もありまして、研修の持ち方で旬の研修をやれということで、ちょっと課の組織風土などいろんな問題があって、権利主張なりをする新人が多いということなので、今年の新人からはもう間髪入れんと研修を行えということで、今年は最初に6人入りましたので、早急に研修と、また監査委員さんの意見で接遇も教育せえということなので、滋賀銀行のプロに頼みましてさせてもろうてます。その後、6月にまた3人採用しますので、同じように近々そういう対応をさせてもらおうと思っていますので、今後は、ご意見いただいたことを研修に活かしていきたいと思っています。どうもすみませんでした。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そういう指導もきちっとやっていただきたいと思います。

もう一つ、4番目のところですが、人事異動でいろいろ課がかわられるわけですよ。やはりその辺で皆さんが、この部屋の換気扇はどこにあるんやろなとかわからないから聞きにいったら若い人がぼっと来るわけですな。うろろうろ探してわからへんから、また課長とか参事のところに聞きにいつているわけです。そういうなのもどこに何があるかというのは、もう異動してきたときには全部説明するというのもきちっとやっていただきたいと思います。併せてやっていただきたいなど。これは皆さんのところもみんなそうです。やっぱりそういうことをやらんと何の役にも立たへんわと。時間だけかかってしまうんですよ。

この間、私も食堂のところで料理教室をやっていたらちょっと見てみたら、煙ってわーっとなったから、換気扇がきいたのかきいてへんのかわからへんわけですな。そしたら換気扇は1つしかなかった。もうあかん、あかん慌

てふためくだけなんです。だめだ、もうみんな窓を開けろと私は言ったんですけど。やっぱりそういうことですよ。若い人はわからんならわからんで、こうしようとか、課長に言うて換気扇を何とかせなあきませんよと言うてくれる方が、課長に言いに行きますとか何か言うてくれたほうが、我々は気持ちがあえと思うんです。やっぱりそういうところもきちっと。異動になった当初にやっていただきたい。そういうことはやっていただけますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今回の事例もちょっと確認はさせてもらっています。内容を聞くと、今議員が言われたことで、まずその行為自体を課長なり課長補佐に報告ができていなかったということもわかりましたので、とりあえずそういう事象があったら所属長に報告せよとその場では注意していますし、今聞いたご意見も参考にして対応させてもらいたいと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 よろしく対応していただきたいと思います。

次にいきます。忠霊塔移設は、先ほども質問がありましたけど、前の倉庫が残っているから進展はしていないと思うんですが、進捗状況はどのような状況になっていますか。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 役場前道路で県道甲良多賀線の拡幅工事の際に、今年度、建設水道課の方に土木技師の配置が予定されておりますので、その者とまた新設場所を確保後、改めて忠霊塔の建設に向けての検討をしていくという方向で進めさせていただきたいと考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そこでちょっとお願いごとがあるんですが、最近、交通事故が頻繁に起こっていて、車が突っ込んでくるということも考えられますので、当初、豊後守と並行してやるようなことをおっしゃっていましたが、あそこへ持っていったらだめなので、向きを変えるとか何かして事故の起こらない方向での配置を考えていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、デイサービスについてお聞きします。中止以後、各市町へ人が散っていると思うんですが、どのような体制になっていますか。お聞きします。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 平成30年4月時点で、せせらぎデイサービス利用登録者は30名ありました。そのうち20名の方が町外のデイサービスを現在利用されています。内訳といたしましては、多賀町が15名、愛荘町が1名、彦根市が4名となっております。待機者はおられません。

- 丸山議長 西川議員。
- 西川議員 今、待機者の話が出たので、先にそっちにいこうかな。2019年6月2日付の新聞で、市町の特養ホーム待機者数と、特養ホームというからちょっとよくわからないところがあるんですけど、甲良町の待機者数が18年の6月現在で85名、17年の6月からでは99名だったんですが、若干減っているということなんですけど、要介護者は3から5で認定者は2018年5月で甲良町は181名いてるとか、こういうことで今、待機者がいないというのは、どういう待機者がいないということですか。
- 丸山議長 保健福祉課長。
- 米田保健福祉課長 デイサービスについてお答えさせていただきました。デイサービスについての待機者はおられないということです。
- 丸山議長 西川議員。
- 西川議員 特養ではおられるということですか。それと、今、彦根市が4名とおっしゃいましたが、小規模密着型というような形でのデイサービスだと思うので、地域加算が加算されるんだろうと思うんですけど、甲良でやっていたら休日が10.00かな、地域加算サービス料が彦根市だと10.27%か何かになっていて、増えているはずなんですよ。中止以後の次のところを言っているんですけど、介護保険の持ち出し費用というところで、やはり彦根市に行けば必ず高くなっているんじゃないのということが言いたいんですが、いかがですか。
- 丸山議長 保健福祉課長。
- 米田保健福祉課長 今、議員がおっしゃられましたように、介護報酬において地域区分が設定されておりまして、近隣では彦根市のみが加算地域に当たります。現在、彦根市のデイサービスに移行された方は4名でありますので、追加介護給付費としては1年間で14万円ほどの追加がございます。
- 丸山議長 西川議員。
- 西川議員 そして、受ける時間帯も短くなっているんじゃないですか。
- 丸山議長 保健福祉課長。
- 米田保健福祉課長 デイサービスは、その契約されている場所によって契約時間が異なりますので、それは事業所と本人さんとの契約になりますので、短い方を選ばれた方は短くなっているかもしれません。
- 丸山議長 西川議員。
- 西川議員 甲良町と比較しての話です。従来の甲良町のデイサービスと比較したら、彦根市は短くなっているでしょ。
- 丸山議長 保健福祉課長。
- 米田保健福祉課長 必ずしも全部短くなっているというわけではないと思

ます。

○西川議員 対象者はいるでしょ。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 それは短くなっているという場所のことを言っておられるということですよ。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 対象者の方で、2カ所に分かれて行っておられる方がおられるでしょ。2カ所に分かれて、週に2回行くのにAというところとBというところ。Aの方に行ったときは3時間、Bに行ったら6時間とかいうような形で分かれてられていますよね。やっぱりこれが甲良町にあれば同じところで6時間か8時間受けられるわけですよ。その辺が彦根市に行くことによるマイナスですよ。その辺はないですか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 必ずしも彦根市に行ったから短くなるというわけではなく、事業所がやっておられるデイサービスの時間帯に合わせて使っておられるということだと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そしたら、事業所の中で6時間やったら、また10.27のところがどんどん増えていくわけですよ。やっぱりその辺でいくと、マイナス要因じゃないんですかということが私は言いたいんですが、この辺のところは介護保険料の増額につながっていくと、負担金の方の。その辺までやっぱり把握していただかないと、やめる、やめるはいいんですが、そこら辺まで再度考えた中でやっていかないかんと違うかなと思うのですが。

それともう一つは、甲良町の場合は社協がデイサービスをやめたいということでやめたようですが、よその近隣市町、全部やっているじゃないですか。それなりのサービスを。社協が中止していると、ゼロやというところはないでしょ。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 多賀町につきましては、デイサービスとしてはやっておられません。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 多賀町1つにこだわっているんじゃない、近隣市町ということで、社協がやっているでしょ。愛荘町も豊郷もやっているでしょ。甲良町は多賀町のまねをすることは無いと思うんです。やっぱりそういうことを、いいことはいいでやって、もうかっているんやから、その辺のところを社協がやめるということをやったんだから、その辺を再度考えてくださいということをや

言っているわけですが、デイサービスとかいろんな種類があるから私もちよっとあんまり難しいことは言えませんが、サービスの度合いが遠くへ行けば、車に乗っている時間も長いんだし、重度の人は疲れ果てるという問題もあるわけです。今までやったら甲良の中で甲良でやっていたからよかったということでやっているわけですから、その辺のところを再度、社協にやれとは言えませんが、やっぱり募集をしていただいて、甲良の今の施設を有効利用するという方向で再度考えていただきたいというのが我々の願いなんですけど、いかがですか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 デイサービスにつきましては、どのような活用方法が甲良町民にとって介護給付費を下げて、健康寿命を伸ばすことにつながるかということを経済の皆さんの意見も聞きながら考えていきたいと考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 住民のみんなが健康でいられるように、皆さん事前の予防対策の方で金を使うのもいいんだけど、それでどうのこうのということでもうまくいけばいいけど、介護者は私は増えていくと思う。その辺のところをやっぱりよそへ行けば甲良の持ち出しは大きくなってきて、個人の負担金が多くなるわけですよ。そこをどう考えるかということを考えていかなあかんと思います。町長、その辺ちょっと、町長の見解はありますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 一度総括をして、デイサービスをやっていた場所も見に行きました。かなり広い面積が今空いて休眠状態でありますので、利活用について早急に検討を、詰めを強化していきたいと思っています。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 皆さんの要望はやっぱり近いところがええに決まっているんですよ。やっぱりその辺のところ、今の甲良町の残りの施設なんかも人数が入れないですよ。そこを10人とかもういっぱいいっぱい入っておられるから、余分は3人ほど入れてくださいというて入れたらいいんですけど、そんなには入れないはずですよ。1人ぐらいやったらなとかそんな程度になっていくし、そういうところをよその市町に持っていった場合、3人お願いできませんかというたら、いやうちの方も2人入るので、1人だけやったらとか、そういう形で担当者の方もみんな苦勞すると思うんです。そういうことも考えても甲良町内にあった方が私は有利じゃないのかなと思うので、そういうことをもう一度考えていただきたいとお願いしたい。

それと先ほど町長が言われましたけど、空き室にしておくのはもったいな

いということなので、再開するまでの間、あのままほっておくんじゃなくて、いろいろな会議室とかに開放ができないかということなんですが、いかがですか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 現在、全協の方でも説明させていただきましたが、社会福祉協議会の居宅支援事業所がありまして、スタッフルームの一部を使っています。ダイルームについては現在のところ何も使っておりませんので、今ある備品を利用した形での会議、研修等には使っていただけると考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そういうこともまた何かで知らしめてやっていただきたいと思えます。

次に、信号機の設置をということなんですが、これはもう皆さんのところの質問にもようけ入っているわけですけど、きのうもとんでもない事故が発生しているということなんですけど、まず1つ目に池寺下之郷安食線と道の駅緑ヶ丘線の交差点、あそこで5月17日に事故が発生しました。1人は重傷だと思えるんですが、女性の方であったと思うんですけど、ここは何回となく事故をやっていますよね。やはり今の信号のああいいうものではだめだと思うんです。やっぱり信号機を早急に設置しろというような形で県に要望していただくとか、こんだけ交通事故が起こっているから、国の予算もようけついてくるんだと思いますし、その辺のところ、再度要望していただけないですかね。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 このような事故の後、ちょっと総務課の方でも3人でちょっと見にいきました。現在、信号機がなくてパトライトで対応ですが、見た感じではパトライトの位置はちょっと工夫する必要があるかなと。センサーの対応をちょっと早めにするとか。それとパトライトの位置で、その前に電柱なんかがあって一瞬死角になるので、気づかんような場合があるん違うかということで、それをちょっと検討するように建設課の方にはすぐ伝えております。ただ、信号機の設置につきましては、26年に交差点ができたときに、依頼には行っていますがついていませんと。現在、警察の方は信号機をつける方向ではないので、どちらかという減らす方向やと聞いておりますが、そういう事故も起こっているのは事実なので、議員の質問を受けてから、担当と町長と協議しましたら、一遍、町長と自ら彦根署の方に行こうかという話になりましたので、一度行こうかなと思っておりますが、状況についてはそんな感じですよ。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 信号機を減らす方向というのは、この間までの話やと思うんです。この間からいろんな事故が起こっているんで、また再度検討されるんじゃないのかなと思いますので、その辺はひとつお願いしておきます。

それと、総務課長が言いましたけど、あそこは事故防止の観点から一遍、実地検証せなあかんやろと思うんですよね。それと同時にもう一つ気がついたことがあるので言いますと、中学校の西の道路、下之郷から出てきて、この道路との結ばれるところ、あそこも危険極まりないと。まして通学路でもあるし、あの辺のところも何らかの対策をしていかないとあかんやろとも思いますので、その辺も併せて検証していただけないかなと思うんですが、いかがですか。

○丸山議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 今の金屋池寺長寺線と池寺下之郷線の交差点につきましては、今、総務課長が申しましたとおりパトライトであるなり、そういうのを今後、検証してまいります。今までの事故に対しましても、何度か検証して今の形状になっていったもので、今回の事故でも同じようにまた警察、地元なりにまた実地検証を行いたいと考えております。

また、中学校の周辺につきましては、通学路の関係でまた点検なりで、見ていきたいと考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 あそこの交差点ですが、何か死角があると思うんです。反射板がついている西側の方も、もう数がえらい多いし、東側の方も柵があって、ちょっと見づらい。どこがどうなのかというのは、我々も瞬間てきにはわかりませんが、一遍みんなで検証して、どうしようということを検討せんとあかんと思うんですが、その辺はひとつお願いしておきたいということと、ここでついでに聞いておきます。

甲良町の所有車は全部ドライブレコーダーつけているのかな。前に聞いたかな。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 昨年にドライブレコーダーつけさせていただいております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 全車ですね。ありがとうございます。ついているということですので、あれがついていると事故の解明には役に立つんだろうと思います。

次にいきます。大津や全国各地、きのうは福岡の早良でとんでもない事故が起こりました。鉄道も横浜では2つも逆走したり、車も電車まで逆走するというようなこととか脱線するとかいうようなこともありますけど、一つ間

違えば甲良町の場合でも大きな事故になるようなことがあります。交差点や踏切での一旦停止、しない車がものすごい目立つんですよ。私もこの間、高齢者講習に行って、彦根の自動車学校で指摘されましたけど、西川さん、あそこで一旦停止しましたかと。したよ、したから指示器出したんだと言ったんですが、それは踏切走りですねと言われた。交差点を直角で曲がっていくところなんですけど、見たつもりでしょという言い方をされているわけです。それ以外はよかったですよと言われたんですが、甲良町の場合、呉竹の踏切の交差点、私もよう通るんですけど、ほとんどとまらないです。尼子の交差点でも勢いよく走っていく人もいますし、今の道の駅の道路でも早くから見えているから、とまらずにぱっと行く車、やっぱりこれはとんでもない事故になるし、子どもさんが巻き込まれてもどうにもならんような事故になりますから、そこはもう防災無線なり、広報やとか、交通安全週間だけやるといようなものじゃなくて、学校の方ではスクールガードやとかいろんなこともやられていますけど、この間の事故なんかでもスクールガードをやったおられる方が、あそこにおればよかったですかいろんなことをおっしゃっています。

やっぱりそういうこともどんどんやっていかないと、ボランティア精神、これがないとだめやと思うので。私も前に言いましたけど、自助、共助、公助、そういうことをやっぱりやるということを町として、全体が、皆がこういうことを自分たちもやるんですよということを積極的にやっていかないと、今のところ事故が起こっていないからいいんだという発想じゃなくて、いずれそういうことが起こるんです。ブレーキとアクセルを踏み間違えましたと、毎日のように言われているわけですから、いずれこの辺まで来ると思うんです。町長もやるかもわかりませんが、そういうこともあるので、その辺は啓発していかないとと思うんですが、総務課長、やってくれますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 交通安全運動期間中とかゴールデンウィーク、年末年始など、交通量が多いときは防災無線でさせてもらっています。今、議員が言われたようなことも最近起こっていますので、防災無線で啓発もしますし、担当とどうしたらいいかというような話もしましたら、今、春と秋に交通安全期間がありますが、実は夏の交通安全県民運動ということで、7月15日から7月24日、年末の交通安全県民運動というのが12月1日から12月31日と期間が定められていますので、その間に啓発できないかということで、町の交通安全の甲良支部の方と一遍協議をして、そういう方向でちょっと調整に入らせてもらおうかなとは思っていますので、支部の方と相談はさせていただきます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そういう啓発も含めた中で考えてほしいということをお願いしておきます。

次に、最後の質問ですが、県の緊急交差点安全点検対象、県下600カ所と言われていますが、甲良町の場合は対象になった交差点はあるんですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 これも県の道路課に担当の方から確認をしてもらいましたが、今現在、調査中で、今言われた600件ほどという大まかな数字は聞いていますが、各市町ごとの件数はまだ聞かされていませんし、まずそのことを公表するかどうか県の方では検討中だとは聞いております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 対象が大きな交差点と2車線道路で歩道がある交差点を点検することになっているかと思うんですが、甲良町の場合、結構ありますよね。歩道のついた2車線道路というのが。通学路だけを点検するのかという問題もあるんですけど、先ほど言ったような話で、安全協議会の方で一遍、全箇所を見て回るぐらいの気持ちでやっていただきたいと思うんですが、そういうお願いしてよろしいですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 具体的に調査できるかどうかは別として、こういう話があったということで、協議会と担当と話してもらいます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 事故を起こされたり、やられたりなんかしたら、痛い目にのるのは人間ですからね。この間、私も原因は確認していませんが、住民課長が知っているのかな、金屋の交差点で猿が1匹跳ねられて死んでいたと思うんですが、金屋の信号の50メートルぐらい池寺寄りかな、そんなところで結構な猿がはねられて死んだんですよ。やっぱりそういうことも起こりますし、それはたまたま動物やからええんやとは思わずに、どこでどういうことが起こるかわからんということを念頭に、いろんな協議をしていかないんじゃないかなと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○丸山議長 西川議員の一般質問が終わりました。

次に、1番 岡田議員の一般質問を許します。

1番 岡田議員。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 1番 岡田隆行です。議長のお許しが出たので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

インターネットに夢中になり過ぎてやめられない、深刻化する中学、高校生のネット依存に的確な手だてを打たねばならないと思います。厚生労働省研究班によると、インターネット依存が疑われる中高生が5年間でほぼ倍増し、全国で93万人に上るとの推計を発表したそうです。特に女子の割合が高いというネット依存は、インターネットやオンラインゲーム、SNSなどを使い過ぎる状態で、日常生活に支障が出る、家庭内暴力やひきこもり、うつ病などの合併症や脳の障害を引き起こすおそれもあることから、早急に対策が必要となってきます。そこで、ネット依存の問題点について学校教育課長にお聞きしたいと思います。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 今ほど議員もおっしゃったように、ネット依存の問題点としましては、健康被害、それから日常生活への影響が大きな問題になってくると考えております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 インターネット依存の問題点として、1番、健康被害が上げられます。視力障害や睡眠障害、スマホ肘などがあり、2つ目に学習能力、運動能力の低下、3つ目に注意力低下による事故、負傷などがあり、歩きスマホや運転中のスマホ操作による自転車、自動車事故が上げられます。4つ目に、コミュニケーションのトラブルで誹謗中傷やいじめ、親子関係の希薄化、友人関係の希薄化、社会性や感受性の低下があります。5つ目に金銭のトラブルで、オンラインゲームやアプリゲームの課金による高額請求、通販サイトの後払い利用などによる支払いの滞納、6つ目に犯罪加害、被害に関するトラブルで、意識の薄い犯罪予告、犯罪勧誘、ツイッター等での犯罪、非常識行為の自慢、有害サイトへのアクセス、援助交際、金銭授受、個人情報漏えいなど、細かく上げれば切りがありません。

そこで、小学校、中学校におけるスマホの所持率と課題や対策について、学校教育課長にお聞きしたいと思います。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 小学校では今のところ詳細な調査はしておりませんが、小学校の低中学年では見守りタイプの携帯以外はほとんど所持していないと認識しております。高学年では、約1割の児童が自分のスマホを所持していると考えられています。中学校では最近調査を行いましたところ、1年生で76%、2年生で82%、3年生で81%の生徒が所有していることがわかってきました。

課題としましては、スマホを所有することによりまして、ゲームへの依存性が高まること、SNSによるトラブルが多くなることなどが懸念されていま

す。対策としましては、使用時間や使用場所の約束事を各家庭でつくっていただくこと、そういったことを家庭に啓発すること。それから、学校では教師に預けて使用させない指導をしたり、専門家を講師に招いてSNSの危険性に気づかせたりするなど、具体的な事例に基づいて丁寧な指導を行っているところでございます。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 中学生が予想以上にスマホの所有率が高いことに驚きました。話は飛びますが、小学校4年生から大学生を対象として、ネットのためにあなたは何を犠牲にしていますかと複数回答で尋ねた調査の結果があります。これは自己認識を聞いたものなので、客観的なデータではないのですが、注目したいのは勉強、友達との会話といった選択肢が幾つかある中で、睡眠と勉強の2つを選んだ子どもがとても多いことです。睡眠と勉強、そのどちらもがほんとうに必要なものだということは大半の子どもが理解しているはずなのに、そのための時間をネットに使い、犠牲にしていると認識している。つまり、ほんとうはよくないけれども、やめられないという状態にあるわけで、まさにこれがネット依存だとお聞きしております。

急がれるのは依存の予防や治療に対応できる医療機関や相談窓口の充実ではありますが、専門の医療機関はまだ少ないのが現状です。学校としてできる対策としては、先ほどおっしゃられたスマホの使い方などを学ぶ、各携帯会社の行っている講座やネット依存による睡眠障害の弊害ということも、私も以前に睡眠障害の質問をさせてもらいましたが、やっぱり医療機関と連携して講師として依頼したり、保護者などによるネットの適切な使い方を家族で話し合うことが何より重要であると考えられます。親が子どもにスマホやパソコンを与える際の注意点として、買う前に親子でルールをつくり、書面に残して、学校と家庭が連携していく必要があると思います。そして、使用時間やルールをつくっても、親が夜中までPCやスマホをいじっているのは、子どもにルールを守らせるのはちょっと不可能です。やはり、親が模範となることが大切なんじゃないかなと思います。

次に、近ごろ電車の中はスマホゲームに熱中する人たちであふれています。大手ゲーム会社の調査では、スマホゲームに1日1時間以上かけるヘビーユーザーの平均年齢は32歳、フルタイム勤務者が約4割を占めると言われています。ゲームでの息抜きは悪いことではないのですが、日本で最初のネット依存専門外来を2011年に開かれた久里浜医療センターの樋口進院長がゲーム障害に警鐘を鳴らしています。ネット依存外来の患者さんの約9割はゲーム依存で、そのうち半数がスマホゲームに依存しているそうです。働き盛りの20代から40代のスマホゲーム依存者も増えています。低年齢化も

進み、小学校低学年の患者さんもいて、依存が原因で親子関係が断絶してしまったり、家族に暴力をふるったりして措置入院するケースもあるそうです。医療の現場はほんとうに深刻です。

ゲームのやり過ぎは世界的に問題となっています。世界保健機関WHOは去年の6月にオンラインゲームなどのやり過ぎで日常生活が困難になり、ゲーム障害を疾患の一種にすると発表しました。このゲーム障害とは何かを学校教育課長にお聞きしたいと思います。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 ゲーム障害というのは、オンラインゲームなどのパソコンやスマートフォンを利用したゲームへの過度な依存によって、日常生活に支障を来す状態が12カ月以上続いた場合に診断される疾病とお聞きしております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 学校教育課長が言われたように、12カ月以上続いた場合をゲーム障害と診断するそうですが、そこでゲーム障害の問題と対策についてお聞きしたいと思います。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 同じ姿勢で体を動かさずに食事も取らなくなると、血流障害、栄養障害、筋肉減少などさまざまなリスクの要因になります。脳の前頭葉にも影響が与えられるということで、攻撃性が高まったり、対人関係を悪化させたりすることが懸念されるということです。また、昼夜逆転の生活によりまして、学校に遅刻したり、行けなくなったりすることもあって、生活全般に支障を来してまいります。

子どもを依存症に陥らせないための対策としましては、家庭や学校で子どもの居場所をつくり、孤独にさせないこと、またはルールを子ども自身が決めること、パソコンなどを置く場所を工夫するなど、そういった環境づくりの取り組みが大切になるかと思えます。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 私自身もゲーム障害の問題について調べてみましたが、やはり先ほど言われたようにかなり多くの問題があり、びっくりしております。まず1つは、心のブレーキがきかない点です。問題が起きる前に自分でブレーキを踏んで、ゲームをやめられるかどうかというのが境界線です。

次に、特徴的な4つの症状として、冒頭に述べたものも上げられます。依存リスクが高いオンラインやスマホゲームということで、ゲームの終わりが無い、ガチャの課金システムで効率よくプレー、オンラインでのつながりが中心になることも問題です。ゲーム中心で、先ほど言われたように生活が破

綻するため、昼夜逆転や食生活が乱れ、運動不足による筋力と骨量の低下、ゲームの課金で借金したり、不登校や休職が続き、ひきこもりになる傾向もあるそうです。特に攻撃的な言動やいらいらが目立つようになり、意欲が低下し、無感動、無表情になりやすいです。

子どもたちの影響として最も心配されているのが、先ほど言われた脳への影響だと言われています。ゲームへの依存が進むと脳内の理性に関する前頭前野の働きが低下し、理性と本能のバランスが失われ、理性的な判断が難しくなると言います。前頭前野は思考や理性に関係し、大脳の辺縁系は本能や感情に関係します。子どもの前頭前野は発達途上の段階で、前頭前野は脳の中でも最も緩やかに発達する部位で、落ち着くのは20代後半と言われているそうです。小中高生は前頭前野の働きが十分に発達していないため、理性でゲーム依存をコントロールできず、ゲーム障害になりやすい。

これら沢山の問題点があるのを認識した上で、幾つかの対策が必要だと思えますが、まず家族もゲームについての知識共有が必要です。依存から回復するにはすごい時間がかかりますが、家族が解決を焦って、注意を繰り返すと、本人はストレスを抱え逆効果になるし、無断でネットやゲームを遮断することは特に原則NGです。家事などを頼んで生活習慣を変えることで、現実の生活の中で自分の役割があると充足感が出てきます。ゲーム以外の魅力を探る手助けをするのも対策の1つだと思います。

ゲーム障害の治療では、基本的には薬を使わず、カウンセリングを中心に行い、定期的な通院によって本人がこのままではいけないという思いを強くしていけるように導いていく、これがすごい大切だそうです。症状が進んでいる場合は患者と一緒に従来の行動パターンを見直し、ゲーム以外の活動をふやしていく認知行動療法を進めていく方法もあります。久里浜医療センターでは、NIP、新しい自分を見つけるプログラムという独自の治療プログラムを行っているそうです。オンライン上の世界を離れ、目の前に広がるゆったりとした環境で週に1回、運動や食事、雑談をしながら半日を過ごし、食事の際は医師や医療スタッフも参加、診察では緊張して聞けなかったことを雑談を交えて話す、患者本人が自分らしさを再発見し、ゲーム以外に新たな可能性を見つけるきっかけをつくるそうです。ゲーム障害に関しては、包括的な対策が必要ですが、まずは実態把握が急務だと思います。この結果をふまえて、例えば相談システムを充実させたり、医療体制を整備することが急務ですが、本町においてはそれは厳しいため、広域で教育体制を図っていきつつ相談体制を整えて、将来を担う子どもたちの重要な問題であるため、一刻も早い対策が必要だと感じました。

ネット依存やゲーム障害から子どもたちを救うことが、学力を向上させる

きっかけにもなるので、本町においても幼少期のころから家庭内における協力体制の確立や予防対策、ゲーム以外の魅力ある施策を打ち出し、現実生活が充実する手助けをしていただければと思います。

2番目に、児童虐待防止について質問していきたいと思います。虐待によって子どもが亡くなる不幸な事件が後を絶たない。昨年は東京都目黒区で5歳女児が、今年には千葉県野田山市で小学校4年の女児がそれぞれ虐待を受けて亡くなり、社会に大きな衝撃を与えた。児童虐待事件の摘発が昨年1年間に1,380件あり、被害に遭った18歳未満の子どもの数は1,394人だったことが警察庁のまとめでわかったそうです。

これを受け、今、国会では児童福祉法、児童虐待防止法の改正が重要課題となっています。そこで、政府が昨年12月に発表した児童虐待防止対策体制総合強化プラン、新プランとはどのようなプランかお聞きしたいと思います。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 児童虐待に対応する専門機関である児童相談所と市町村の体制および専門性の強化について、国や自治体、関係機関が一体となってこれまでの取り組みに加えて、さらに進めるために策定されたプランのことです。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっている。こうした中、去年3月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、6月15日に児童虐待防止対策に関する閣僚会議が開催され、子どもの命を守ることを何より大事にして、全ての行政機関があらゆる手段を尽くすように緊急に対策を講じることとされた。これを受けて、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策がとりまとめられたそうです。緊急総合対策に基づき、暮らす場所や年齢にもかかわらず、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築をめざし、児童虐待に対する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門強化について、これまでの取り組みに加えてさらに進めるため、児童虐待防止対策体制総合強化プランを策定して、児童虐待防止対策の強化に向けて、国、自治体、関係機関が一体となって必要な取り組みを進めるのが、先ほど言われた目的だそうです。

全国の児童相談所が昨年対応した虐待の件数は、13万3,778件で、統計を取り始めてから27年連続で増加しているそうです。虐待への関心の高まりに加え、子どもの目の前で配偶者に暴力をふるうDVを警察が心理的

虐待に該当するとして、積極的に児相に通告したことなどが増加の原因とみられています。児童虐待防止法が定義する虐待は、暴力などの身体的虐待、食事や入浴などの世話をしないネグレクト、わいせつ行為などの性的虐待、心ない言動や無視などで傷つける心理的虐待の4つがあります。

これらをふまえて、本町における児童虐待の相談件数とそれぞれ4つの定義における件数をお聞かせください。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 現在、対応しているケースで、4定義の分類は身体的虐待が2件、性的虐待についてはゼロ件です。ネグレクトが10件、心理的虐待が11件の合計23件ですが、4定義に該当するまでのレベルではない不適切な養育の件数が10件、それを含み16世帯33件を管理しております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 本町において、そうした虐待が全然ないとは思っていませんが、ちょっとよそより多い現状にすごいびっくりしました。厚労省が公表した速報値では、昨年度に児相が対応した虐待のうち54%が心理的虐待だそうです。相談の経路は、警察等が6万6,055件で49%で最多です。事件として親が摘発されたのは641件で、厚労省の専門委員会の報告によると、2016年度に把握した虐待で死亡した子どもは49人、このうち32人がゼロ歳児でした。主たる加害者は実母が30人で61.2%で最も多く、次いで実母と実父が8人で16.3%だそうです。

そこで、本町としての課題と対策をお聞かせください。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 これまでも児童虐待等への支援は、関係機関や関係課において手厚い支援を行ってききましたが、いずれも断続的な支援になっておりまして、継続して必要な支援ができていなかったことが課題かなと思われまます。今年度においては、子育て支援センターを中心として必要な家庭に対して関係機関と連携し、継続した切れ目のない家庭支援を行うことで、子どもが将来自立した生活ができるよう、自らが生活力や学力を身につけられるよう継続した支援を行うため、社会福祉士、保育士を配置し、体制の強化を行いました。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 回答ありがとうございます。体制としては、今年予算とかを見ても、人数の配置も大分できてきて、いわゆる家庭支援の方が進んできたのかなと感じております。児童虐待が広く周知されてきた結果、今まで隠れていた虐待があらわれてきたという面と、ひとり親の増加や3世代同居の減少、近隣との付き合いの希薄などで社会全体の養育力が低下したという面

とその両面が考えられると思います。相談対応件数は、2008年度、年間で約4万件から、10年ほどで約13万件と約3倍に増え、一方で、虐待で死亡する子ども数は年間50人前後で推移しており、あまり変わらないようです。相談による早期発見と早期対応が進んだからと言えるし、これだけ取り組んでいても死亡数が減らないという、対応の難しさもあるんじゃないかなと新聞の方で見かけました。

地域から児童虐待をなくそうと、東京都目黒区では児童虐待防止に向けた地域社会の取り組みとして、都内のNPO法人キッズドアが提唱する3つのアクションの普及啓発の取り組み方針を紹介し、提案したいと思います。3つのアクションは、1つ目に地域全体で子育てに取り組むという意識を持つ、2つ目に、子どもに笑顔で声をかけ、温かく見守る。3つ目に、児童相談所への全国共通ダイヤル189、いわゆるいちはやくを活用し、いつでもすぐに取り組めるのが特徴で、近隣から孤立し、虐待が起きるリスクの高い家庭をなくしていく目的もあるそうです。

次に、本町としての独自の取り組みがあればお聞かせください。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 子育て支援センターでは、子どもが適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立した生活等を行えるよう家庭全体を支援していきます。子どもだけにとらわれず、家庭で支援を必要とする構成員に対して、必要なサービスを有機的につないでいけるよう個別支援計画を作成し、作成した個別支援計画をもとにかかわる者が共通認識を行い、効果的で継続的な支援を行っていきたいと考えております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 最後に、関係機関の情報共有と再発防止に向けた県や関連機関との協力体制は、どのようになっているのかお聞かせください。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 甲良町要保護児童対策地域協議会実務者会議というものを年に4回開催しております。この会議は実際に支援を行う実務者で構成する会議であり、全ての個別ケースについて情報共有、定期的フォロー、確認、援助方針の見直しを行っております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 子どもたちのSOSをどうすれば早く見つけられるか、政府は児童相談所の職員体制の強化と児相、自治体間の情報共有の徹底、児相、警察、学校、病院間の連携強化などを進める方針であるそうです。問題の1つは、自治体間における児童虐待に関する情報共有、児相では虐待の疑いがあり、専門家による定期的な指導を受けている家庭がほかの地域に引っ越す際に、

児相間で情報を提供し合うことになっているそうですが、ただ児相がその虐待を把握し、子どもの一時保護をした家庭でも、育児状況に改善が見られると、こうした措置が解除される場合があるそうです。児相から逃れるために他地域に転居するケースも少なくないそうで、子どもの安全確保のためにも、やはり自治体間の適切な情報共有のあり方を考える必要があると思います。

児童福祉法の改正によって、全国ほとんどの地域に自治体、学校、児相、警察などで構成して児童虐待の情報共有、対応を検討する、先ほど言われたような地域協議会を設けられていると思います。虐待が疑われる家庭の保護者や子どもと直接会って対応するというのも非常に有効だと思います。児童虐待対策は、早期発見、早期対応から、早期予防にかじが切られて、困り事を抱える家族に声をかけ、早期に支援する仕組みが重要で、児相の強化と同時に、家族支援を担う市区町村の体制強化もしなければいけません。

その点においては、うちの甲良町は今年から、先ほど言われたようなきちんとした体制ができてきているので、あとはこれをいかに継続するかが非常に大切になってくるんじゃないかなと思います。

そして、政府は22年度末までに子育ての悩みなどに応じる子ども家庭総合支援拠点、これは多分うちがやっているようなことだと思うんですけど、それを全市区町村に設置する目標を掲げているそうです。社会全体で子育てを支援する体制を整えて虐待を減らすには、取り締まりを強化するだけではなくて、やはり子どもの安全を第一として、家族全体を支援する政策立案を本町でも、今まさにスタートしたところですので、このままゆっくりとでもいいので進めていってほしいと私は思います。

次に、3番目にひきこもりなどによる就労支援対策についてお聞きしたいと思います。40歳から64歳でひきこもり状態の人は全国で約61万人、政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が3月下旬に公表され、注目を集めたそうです。ひきこもり期間の長期化で、約61万人のうち7割以上が男性で、ひきこもりになった年齢は40歳以上が57.4%、きっかけは退職が最も多く、人間関係がうまくいかなかった、病気などが続いた、特に未成年前後に大学を卒業した40歳から44歳の層は、バブル崩壊後の就職氷河期とも重なっており、就職活動の失敗がひきこもりの原因となった可能性もあるそうです。

また、今回の調査ではひきこもり期間の長期化も鮮明になって、5年以上が約半数を占め、10年を超える人は約3割に上っています。一方、家の生計を立てているのは父母が34.1%に上り、ひきこもりの長期化、高齢化の影響により、80代の親が50代の子どもを支える、いわゆる8050問の深刻さが裏づけられた。そのほか悩み事に関しては、誰にも相談しないが

4割を超えており、中高年のひきこもりの人がいる世帯が社会から孤立しやすい傾向にあることも明らかになりました。

こうした背景を念頭に置いて、幾つか質問させていただきます。最初に改正生活困窮者自立支援法について、保健福祉課長にお聞きします。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 平成30年10月に改正されたものでありまして、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化ということで、自立相談支援と就労準備支援、家庭改善支援を一体的に実施していくという内容のものです。また、子どもの学習支援、生活習慣、育成環境の改善に関する支援の強化があります。

2番目に、生活保護制度における自立支援の強化といたしまして、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援として、進学準備給付金制度の創設がされております。また、生活習慣病の予防の取り組みの強化も入っております。

3番目に、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進として、児童扶養手当の支払い回数が従来は年3回だったものが年6回になるというものでございます。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 回答ありがとうございます。続いて、8050問題についての質問をしていきたいと思っております。冒頭でも述べたように、80代の親がひきこもりの50代の子どもの面倒を見る現象は8050問題と呼ばれ、社会問題化している。ひきこもりが長期間にわたると、親も高齢で働けなくなる上、これに病気や介護が重なると、たちどころに生活は逼迫し、親子共倒れの危険性がある。また、親なき後の不安も大きい。そこで、8050問題についての問題と対策についてお聞きします。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 今、議員がおっしゃられたように、ひきこもりという言葉が使われ出したころは、若者の問題ということで対応されてきたんですけども、それから約20年が経過し、長期化または高齢化をしているという現状になっております。引きこもる原因の1つには、不登校からの延長というものがあります。また、精神疾患とか障害を抱えておられる方が社会の中に持つ危機感からの防衛反応として引きこもらざるを得ないという、この社会全体の情勢もあると思っております。

対策ですが、現在どれだけの方がおられるのかという実態はわかっておりません。また、家族の隠したいという思いがまだまだ強いようにも思われております。生活の中で困っていることの相談につながるということが、まず

重要だと思われれます。生活、医療、就労等、一人ひとりのケースに応じた対応が大切だと考えております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 ひきこもりが長期化してしまう原因はさまざまだが、世間体や偏見を気にして、SOSの声を上げられない本人や家族は非常に多いそうです。同家族会連合会の上田理香事務局長は、育て方が悪かったのではないかと自らを責め、相談する気力さえ失っている家族もいて、問題は潜在的に広がっているおそれがあると指摘しています。長期のひきこもりであっても、適切な支援を受けることで、本人が自信を取り戻し、社会参加につながるケースもあるそうです。

ひきこもり支援の8割は、家族間での対話を成功させることに尽きると、精神科医として30年にわたり、ひきこもりや不登校の問題に取り組んできた筑波大学の斎藤環教授が話されています。当事者にとって家族関係はそのまま生活環境だから、この環境調整なくしてその先にある個人治療や集団適応支援に発展しない。そもそもひきこもり問題がこじれるのは、家族間の対話の欠如にあるそうです。私が家族に、本人と対話してくださいと言うと、散々やってだめだから来ましたと反論する方がいるが、よくよく聞いてみると、その方がしているのは議論とか説得、尋問であって、対話ではなく、本人の言い分を頭ごなしに否定して、叱ったり、批判する、そういう方が多いそうです。疲弊している家族からすれば、例えば本人を早く社会復帰させたいというのが本音だろうけれども、どうすれば本人がよりくつろげて、元気になれるかとの視点が無視されているのが問題だそうです。安心してひきこもれる環境をつくってほしい、また経済的に困窮する家庭が多いことから、生活や福祉の支援も欠かせない。だが、自治体などが行うひきこもりのサポートは、若者の就労支援に重きが置かれていることが多い。先ほど保健福祉課長が言われましたが、やっぱり中高年への対応が十分でない指摘されています。

現在、全都道府県の政令市にひきこもり支援センターが設置され、制度は充実してきましたが、それだけでは足りないと思います。彼らが孤立する前に、訪問支援から就労まで切れ目のない相談支援体制を確立することが必要になってくると思います。参考になるのが、和歌山県田辺市で、ここでは01年に全国に先駆けて専門の相談窓口を開設して、着目すべきは相談窓口に加え、ひきこもり検討会を設置し、官民で支援ネットワークを構築したことです。医療、福祉、教育、労働などの専門知識を持ち寄り、ひきこもりの段階に応じた適切な提案を行っているそうです。実際、18年間引きこもっていた男性に支援を続けた結果、就労につながった例もあります。また、神奈

川島相模原市が昨年4月に開設した、ひきこもり支援ステーションは当事者や家族らの相談に応じたり、課題の整理、関係機関との連携を担っているようです。同施設のホームページやパンフレットには、対象者を18歳から64歳と明示し、中高年も利用しやすい環境づくりを進めているようです。本町における8050問題の対策として参考にいただければと思います。

次に、本町における、働きたくても働けない現状についてどのような課題があるかお聞かせください。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 働きたくても働けないというところで、社会と長期間かかわったことがないということが1つの要因になると思います。その原因には、精神疾患、障害を持っておられるということが多いようです。生活困窮者の把握に重点を置くということは現在、必要なことだと考えております。この問題に関する周知が不十分であるということから、なかなか把握が難しいというのも現状でございます。窓口相談につながるということから、例えば県の精神保健センターや彦根保健所の方でも専門家が来られるときがありますので、そういうところとつながっていくといいかと考えております。

また、精神疾患や障害をお持ちの方が働きたいと思っておられても、就労につながりにくいという現状はありますが、障害福祉サービスを利用することで、働く場の確保ができるということもございます。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 次に、本町としての取り組みや支援対策をお聞かせください。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 生活困窮者自立相談窓口は、甲良町の場合社会福祉協議会にありますが、この周知がまず十分できていないというのが現状でございます。不登校に関しては子育て支援センターが対応しております。また、18歳以上になっても支援が必要なケースにつきましては、引き続き対応していくということになっております。障害福祉と子育て支援センター、県の精神保健センター等の情報共有を十分していくことは重要になると思います。

あと社会福祉協議会では、地域福祉活動計画に基づき、就労支援計画を作成し、生活に寄り添った支援をしていくということになっておりますので、関係機関、民生委員さん、地域の見守り活動と連携して情報共有をして、社会的孤立を防止していきたいと考えております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 全国における成功事例として、就労支援で静岡方式と伊丹方式というのがあるそうです。ひきこもりなどが原因で働きたくても働けない若者を身近にいる市民ボランティアが就労を後押しし、働き続けることができる

まで徹底して寄り添って支援する。これが今、短期間で静岡県内の若者を変え、全国的に注目されている静岡方式と言われる伴走方の就労支援で、そういう取り組みがあるそうです。もう一つ、就労に困難を抱える若者に対して、例えば専門的スタッフだけではなくて、地域のおじさんやおばさんが人的なネットワークを活かして伴走支援する静岡方式の内容は、人はやっぱり働けばよくなるという人間観と地域は資源のオアシスという考え方が支えていると放送大学の客員教授の宮本さんがコメントしています。現在、困難を抱える若者らへの支援体制をつくることは、法的には定められていますが、それだけではやっぱり機能しないと思います。生身の人間が若者に援助の手を差し伸べる行為があって、初めて成立します。地域コミュニティや家族の支えが衰退する中、静岡方式は新たな地域コミュニティをつくる方法で、若者以外にも応用できる可能性を秘めている。古いきずなの崩壊にかわる新しいきずなとして、各地に広がってほしい。そして、先ほど言いましたひきこもりから就労になって納税するまでになった伊丹方式というの、結局はどこまでもその人たちに寄り添うところが成功している原因だと思います。

これまでの答弁を総括して、ひきこもりはやっぱり社会や家族を巻き込んだ複合的な現象であって、個人の意思を超えてしまっています。その意味で、多くの方がひきこもりは自己責任という見方を変え、正しく危機感を持つ社会になってほしいと思います。また、一般社団法人のひきこもりUX会議の代表として活躍する林恭子さんは、多くの当事者は甘えとかなまけとはほど遠い、生真面目で優しくて、自分より人のことを考えて引いてしまうような人たちばかりだと話されています。周囲の人には大切な作業をしている人とポジティブなまなざしで見えていただければと思います。また、決して焦らないでほしいという思いもあるそうです。やはり、突然の出来事に見えても、実は長い年月をかけてそうなり、当然、抜け出すには同じくらいの時間がかかります。そういうと親御さんはがっかりしますが、今はやっぱり蝶でいうとさなぎの状態ですということをととえておられます。やっぱりさなぎは外から無理やり開けたら死んでしまいます。自力で出るまで見守ってくださいの言葉に、やっぱり焦らずに時間をかけて対応する大切さを教えてもらったような気がします。

本町においても、制度にのっとって支援するだけではなく、何度も言いますが、やっぱり寄り添って支援していただければと思います、この質問を終えたいと思います。

最後に、民生委員について質問していきたいと思います。少子・高齢化の急速な進行や近所づきあいが希薄になるなど、地域社会が変化する中、住民の生活課題はより一層、複雑、多様化している。そうした中、地域住民の相

談にのったり、生活上の課題を見つけたりする民生委員の存在が重要です。全国で約23万人が活動し、平成29年には制度創設100周年を迎えた民生委員の概要と課題を認識するべく、まず初めに民生委員とはどんな制度かをお聞かせください。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 民生委員、児童委員は社会奉仕の精神をもって、地域の福祉向上に取り組むボランティアです。厚生労働大臣からの委嘱を受けて、任期は1期3年で、非常勤の公務員扱いとなります。職務内容は実情把握、相談助言、情報共有と福祉の増進を図るための活動を行っております。市町村ごとに民生委員、児童委員の定数が定められており、全員が市町の中の小地域ごとに設置された民生委員児童委員協議会に参加し、定例会議を毎月開き、地域の福祉問題や担当している世帯への援助方法の検討や研修会を行っております。非常勤の公務員でありますので、守秘義務が課せられており、住民一人ひとりの人権とプライバシーを尊重し、秘密を保持する役割を持っておられます。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 丁寧な回答をありがとうございます。次に、民生委員の年間活動状況と課題をお聞かせください。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 相談支援件数は大きく4つに分けられまして、年間465件、その他の活動では行事、事業、会議等への参加、福祉活動への参加などが年間1,887件、また訪問回数や連絡調整回数は年間2,565件で、トータルいたしますと年間2,571日、平均すると1人当たり122日の活動日数になっております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 先ほど聞きますと、民生委員の活動というのはかなり大変なことだと実感しております。そんな中で民生委員の重要性が増す一方、全国的に民生委員の欠員数は年々増え、なり手不足だという課題があると思います。厚労省の有識者検討会の報告書によると、なり手不足の原因として地域住民に民生委員、児童委員の存在や仕事内容が正しく知られていないことや高齢者、生活困窮者など対象者の増加に伴う業務量の増加、住民が抱える課題の複雑化、多様化に伴う業務の負担増などが上げられているそうです。民生委員の活動環境の改善も課題の1つだと思います。

そこで、今後の担い手に向けた対策について、保健福祉課長にお聞きしたいと思います。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 全国的に民生委員、児童委員のなり手不足や委員の高齢化が問題となっております。その背景としては、定年年齢の延長、民生委員は大変だという社会的評価があつて、本町におきましても民生委員のなり手不足がやや問題となっております。

今後は、民生児童委員さんの活動の負担を少しでも軽減できるような体制づくりと活動環境の整備を行うことが必要ですが、まずは地域住民の皆様に民生委員、児童委員の活動を正しく理解していただくということが一番かと考えております。そして、その活動に協力していただくということが重要であると考えておりますので、さらなる啓発、普及活動の実施に努めていきたいと考えております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 大阪府では平成28年8月から全国で初めて、関西の3大学の学生24人に民生委員を体験できるインターンシップを実施したそうです。参加した学生は民生委員に関する基礎的な知識を学んだ上で、民生委員とともに活動に携わっているそうです。府が実施するインターンシップに参加中の関西学院大学4年生の方は、社会福祉協議会での実習に参加した際、民生委員の活動に初めてふれ、地域をよく知っている民生委員はなくてはならない存在、同じ世代の友人にも伝えていきたいと感想を述べていたそうです。府の担当者は民生委員の認知度の向上と新たな担い手確保につなげればと期待を込めているそうです。

それから、民生委員のなり手不足に対して、新たに協力員というボランティアを設けて、民生委員を助けてもらおうという動きが一部の自治体で始まっているそうです。本町においてはまだ勉強不足であるかどうかわからないんですけども、協力員は高齢者に対しての全般的な対応を担当して、見守りの集まりの際の買い物や昼食を準備することや高齢者宅の訪問に同伴すること、生活状況を把握したりすることなどの、いわゆる補助的な業務を行っているそうです。兵庫県では、1990年より制度として確立されており、民生委員1人に対して2人まで配置されているそうです。万が一、高齢者の生活がうまく自立できておらず、何らかの支援が必要となれば、民生委員につないで支援の手を広げるものです。これであれば従来は民生委員だけでは行き届かなかつた、例えば遠方の高齢者もサポートでき、迅速に福祉等につなげていくことができます。民生委員はなり手が高齢化して、不足ぎみの状況です。それらを解決して、困っている高齢者が置き去りにされないよう、協力員などもふやしながら、地域で高齢者を見守っていく必要があると提言していました。民生委員も協力員も無給であることは事実です。しかし、役割分担で負担をうまく分散させていくことができればベストだと思います。

今回の一般質問はそれぞれが関連していないかのように見えて、大きな枠組みで見ると、町長が家庭支援を全面的に打ち出している施策に密接に関連していると思います。4月から家庭支援をとりまとめる課を子育て支援センターに位置づけ、必要な人員の配置もされているように思いますが、まだまだ不足している専門的な分野も感じられるし、国や県と連携して家庭支援における必要な経費などの補助金の活用なども活かされていないのではないだろうか。何より町職員の一人ひとりが部署に関係なく町全体の奉仕者として、町民一人ひとりに寄り添い、思いやりと優しさと笑顔で町運営を担っていったら、家庭支援の第一歩が踏み出せるのではないかと思います。もちろん、私たち議員も一人ひとりが町民に寄り添い、困り事や相談などに熱心に耳を傾け、議会を通じて町政に町民の声を届けられるよう努力しないといけないと思います。町民の皆さんからも、最近、行政も議会もどうなっているんだという声を沢山聞きますが、もう一度、原点に振り返って町民の皆様に向けて、職員も議員もお互いに知恵を出し合い、よりよい町運営ができるように心がけていきたいと思います。これで、一般質問を終わらせていただきます。

○丸山議長 岡田議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後4時30分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 宮 寄 光 一

署 名 議 員 木 村 修